

政策資料

No.247

《復刊142号》
1987年4月1日

巻頭言 河上民雄1

〔特集 I〕 売上税について

- 1. 売上税法案の基本的問題点(解説) 2
- 2. 売上税法案における政省令委任の問題点 12
- 3. 政省令等委任条項の問題 13

参考資料

● 売上税法案

- 第1章 総則 16
- 第2章 課税標準及び税率 26
- 第3章 税額票等 26
- 第4章 税額控除等 28
- 第5章 申告及び納付等 35
- 第6章 雜則 38
- 第7章 罰則 39
- 附則 40

- 売上税法案に規定された主要な政省令事項について 49

資料

- 自民党・中曾根総理の批判に答える 52
- 国鉄問題について
 - 国鉄雇用問題および国労組織問題についての党の見解 54
 - 国鉄雇用問題および国労組織問題についての党の見解——付属確認事項 55
 - 申し入れ(国鉄改革八法) 55
 - 要請書(海運・造船) 56
- 「岩手公式参挙決議事件・玉串料事件」訴訟判決に関する談話 57

日本社会党政策審議会



歴史の舞台俳優

河上民雄
政策審議会副会長

最近、NHKのテレビ・ニュースで、韓国の造船業界の大立者が、日本の造船業について、かつて日本こそ英國から市場を奪つたのであるから、こんどは日本が市場を韓国に譲るべきだ、と言い放つているのを見た。

私は数年前、EC議会と日本国会の定例会議が日本で開催されたときの日本の経済界の指導者のスピーチを思い起した。これはEC議会の議員の要望で日本の経済人の話をききたいとのことからセントされた講演であった。恐らくヨーロッパ側に日本経済の成功の秘訣を知りたい、という目的があつたのであろう。

そこで、講師は、日本はすでに

○%を占め、日本はゼロになり、かつての英國の道を辿ることとなつた。

私の選挙区の神戸でも、昨年、歴史と伝統を誇る川崎重工の造船所で最後の進水式を行い、これが明治以来、奇しくも千隻目の進水式となつたのである。

鉄鋼業も、造船業と同じ運命を辿ろうとしているし、やがて自動車業界もその轍をふむことが、実感を以て予測されている。

戦後、わが国は軍事大国の破滅のなかで、平和国家、経済立国、技術立国をめざして再建に立ち上つた。その方向は宇宙曲折はあって、思わず肅然となつた。

ごく最近まで日本は世界の造船の実績の五〇%を占め、韓国が二〇%，英國はアツという間に競争に破れてゼロに近いシェアを歎いていた。それが、韓国が世界の五

の後半にいたって、われわれは、平和国家、経済立国、技術立国のはじめをとつても、大きな壁にぶつかっている。

われわれの鉄鋼業は、その生産性において韓国に比して三対一の優位にあるが、労働者の平均賃金では日本と韓国は六対一の関係であり、結局は韓国に対して二倍のコスト高に悩んでいる。

日本をとりまく環境をみると、われわれはいま歴史のなかに生きているという感覚を改めて鋭くされる。円高の衝撃による兵庫県の明延鉱山の閉山式（三月一日）では、これが千二百年前からの鉱山の閉山だという感慨にとりつかれた。

われわれは、歴史という舞台で英國から米国、そして日本と、光榮ある主役としてか、あるいは気のきいたセリフを残して去る通行人としてか、登場しては消えてゆくひと幕を演じているのではない。

（かわかみたみお・衆議院議員）

売上税について

一九八七・三・一一

売上税法案の基本的問題点（解説）

究極の大増税である売上税については多くの問題点が各界から指摘されている。社会党は、売上税創設及び少額貯蓄利子非課税制度（マル優）の廃止を阻止するため、公明党・民社党・社民連と国会内に異例の院内共闘組織であり共同会派にも準ずる「売上税等粉碎闘争協議会」を設置するとともに、労働五団体との院外における共同運動の追求、さらには売上税に反対する業種・業界団体、消費者団体との連携・共闘を全国的に追求しているが、この間の国会における議論等を踏まえ、売上税法案の主要な問題点を整理すると以下となる。

一、「公的違反」の政治責任について

「国民や党員が反対するような大型間接税をやる考えはない」（八六・六・一四・東京）、「私は、自民党總裁として、また内閣總理大臣として、大型間接税という国民が反対し、党員が反対しているようなものはやりませんよ。金丸信幹事長もTV討論会で『やらない』とはつきりいっていた」（八六・六・一九・熊本）、「政府税調が大型間接税導入を答申したうとの質問に対し）中味にもよるが、その場合は導入に反対する。私は採用しない」（八六・六・三〇・札幌）、「社会党、共産党の連中は、中曾根は独裁者であるとか、権力者だとか、ウソつきとかしているが、この顔をどうらんなさい。私がウソをいえる人間だと思いますか」（八六・七・三・東京）。これらが

八六年六月に藤尾正行自民党政調会長のTV録画取りにおける大型間接税導入必要発言以来の同日選挙中における中曾根總理の大型間接税に関する主要な発言内容である。

社会党をはじめ野党は、こうした一連の発言を「公約違反」として重大に受け止めていた。

大平總理が一般消費税の導入を選挙を前にして打ち出し、敗北を喫したのは記憶に新しいが、中曾根總理の場合は終始一貫して大型間接税はやらないと発言し続け、選挙で大勝した後には前言を翻している。選挙に際しては各政党は、短期・長期にわたる政策を国民に提示し、その信を問うというのが議会制民主主義、政党内閣制のルールである。諸外国においても選挙時における政策提起は非常に重視され、選挙民は投票動機を政策に置くことが前提として民主社会の選挙制度は成立している。したがって、わが国においても選挙公報、政見放送、法定チラシ配布等が主要な選挙運動と位置付けられ、公費も使用されているのである。とくに、与党にあつては、

予算等の提案権について強力な権限を有しており、過去における政府施策の是非とともに今後における施策についての是非も問い合わせ維持の可否について国民の審判を受ける立場にある。しかも、昨年の同日選挙について衆議院議員定数は正問題にからみ、景気対策の必要性という名目で臨時国会を招集し、野党の反対を押し切り、抜き打ち的に強引に衆議院を解散したという経過がある。まさにウソつき解散選挙・公的違反を重ねたこととなる。

二、売上税の性格について

売上税が消費税であることは、大蔵省(「税制改革Q & A」)も表明している。しかも売上税は、基本的には売上額から仕入れ額を除外した部分に課税するという仕組から付加価値税であることも明らかである(中曾根総理自身TV等で「実際には付加価値税であり、売上税という名稱は必ずしも適切ではないかもしない」)(八七・三・七・テレビ朝日)としている。

そして、売上税は大型間接税である。中曾根総理は、選挙後、昨秋の衆議院予算委員会において「いわゆる大型間接税というものは多段階、包括的、網羅的、普遍的で、縦横十文字に投網で全部ひつくるめて取つてしまふという意味のもので、そういうものにならな

い相当の限定性を持つたものは、大型間接税にあたらない」(八七・一一・四)旨の修正発言をし、公約違反の政治責任を逃れようとしている。

そして、自民党・中曾根総理及び大蔵省はこの「相当の限定性」について以下の五点をあげ立証しようとしている。

(一) 一億円以下が非課税とされ、全事業者の八七・六三%(六四七万事業者中八〇万事業者が課税対象)が非課税業者となり、小売業者も九割以上が除外される。

(二) 食・住が非課税であり、家計消費における課税分野の割合は四割程度となる(一部の資料においては三五%程度とも主張している)。

(三) 税率が5%と極めて低い水準である(低いとは大蔵省の認識)。

(四) 消費者物価への影響が、非課税範囲が広いことから平年度一・六%程度(六二年度〇・四%と説明)と低い水準にとどまると思込まれること。

(五) 増収規模が二兆九〇〇〇億円と所得課税(二四兆円)、法人課税(一兆円)と比較し小さいこと。

しかし、この弁明は以下の事由で否定せざるをえない。

(一) 一億円以上の売上額をもつ事業者の取引額の合計は全取引の九一・三%に及ぶ。また、

一億円以下非課税とはいっても取引から排除されないよう非課税事業者の相当数が課税業者の道を選択することが予想され、大蔵省もそれを見越して(期待して)軽減税率を設定している。同時に、事業者にとつては自らが課税対象になることだけが影響とは言えず、取引関係に新たな課税が生ずることは仕入価格や下請・元請関係にも影響が生じ、コスト、利益率に多大な悪影響を与える(大蔵省は、衆議院予算委員会提出資料で、任意で課税業者への道を選択する一億円以下の事業者は、三〇万~五〇万としている)。

納稅義務者となる事業者を限定しているつもりであろうが、実際に税を負担するのが国民であることを忘れてはならない。

(二) 食・住は除外と言つても食の生産費(農薬・肥料・保管・輸送・電機・機具・施設等)、住の資材・メンテナンス等には全て課税され、売上税というコストを含まない消費材・サービスは皆無となる。

(三) かつて〇・一%(ドイツ)、一・一%(フランス)で出発した税率がいまは一五~二〇%になつてゐる欧州の例をみても税率改訂は将来必至であり、間接税には痛税感・担税感が薄いため税率引き上げに対する抵抗力が弱い。また、売上税は税率は据え置いても年々の自然増収が大きい。

(四) 物価への影響は民間機関の調査では一・

九%あるいは四%等々予測にばらつきがあるとともに、大蔵省の説明（経済企画庁試算とされる）もその根拠が提示されていない。また、例えば電気税（現行は地方税で税率5%）

は月三六〇〇円以下は免税、ガス税（地方税2%）は月一万二〇〇円以下は免税とされているが、売上税においては免税制度は廃止され、電気で全世帯の四割、ガスで九割が新たに課税されるなど物価上昇感は強い。さらに、大蔵省は頻りに「物価上昇は創設時一回かぎり」と強調するが、仕入・設備投資に売上税が常に課税され、それが物価を押し上げれば新たな仕入・設備投資のコストは常に上昇し、一度売上税を導入すれば常に売上税分を吸収するため物価上昇は繰り返される。この点について、大蔵省は「平年度一・六%の影響、初年度〇・四%」の影響とし、恒常的な物価上昇への波及なのか、創設時（六三・一・から実施）だけなのかあいまいにしようとしている。

(iv) 売上税収入額は五兆八〇〇〇億円であり、二兆九〇〇〇億円とは物品税との調整、売上譲与税を除いた額である。单一税目として五兆八〇〇〇億円の税収は（しかも、政府試算であり過少という指摘があり、また年々自然増収となり巨大なものになる）、巨大な新税といえる（しかも政府がいつてているのは所得税、法人税ではなく所得課税、法人課税全

体である。ちなみに六一年度にあつては、国税では酒税一兆九七四〇億円、揮発油税一兆五七二〇億円、物品税一兆六二七〇億円等が

稅収が大きい）。

したがつて、「相当の限定性」は成立しないと考えるのが当然であり、中曾根總理は縦（非課税五一項目）横（一億円以下非課税）十文字に投網でひつくるめて取つてしまふものではないとしたり、大型ではなく「中型」であるとしたりしているが、まさに多段階・包括的・網羅的な大型間接税と言える。

三、売上税の国会決議違反について

しかも、売上税は、一九七八年（昭和五十三年）九月に政府税調「一般消費税特別部会報告」で示された一般消費税と同質同類のものである。

政府税調「昭和五四年度の税制改正に関する答申」における「一般消費税大綱」は、概略以下のように一般消費税について規定している。

(1) 課税対象
課税対象は、(i)国内において事業を行うものが対価を得て国内で行う財貨の引渡し及びサービスの提供、(ii)財貨の輸入とする。
(2) 納税義務者
納税義務者は、国内において事業を行うもの及び輸入を行う者とする。

(2) 年間売上高二〇〇〇万円以下の小規模零細事業者については、納税義務を免除する。

- (3) 非課税の範囲
(1) 公共法人等
① 国、地方公共団体の営む事業
② 公共法人の営む事業のうち、民間事業と競合しないもの及びこれに準ずるもの。
③ 公益法人等の営む収益事業以外の事業

- (2) 非課税取引等
① 輸出取引
② 資本移転（有価証券取引・土地売買、ただし仲介手数料は課税）
③ 金融取引に伴う受取利息及び保険取引に伴う保険料収入（ただし、金融機関の利子を除く収入のうちサービスの提供の対価であるものには課税する）
④ 食料品
⑤ 社会保険・医療
⑥ 学校教育（学校教育法第一條に規定する）及び社会福祉事業（社会福祉事業法に規定する第一種・第二種事業）
⑦ 上記のほか、個別消費税との調整の結果新税が非課税とされるもの

(4) 課税標準
課税標準は、国内において事業を行うも

のについては売上高（他の消費税の額を含む）とし、輸入を行うものについては輸入の際の取引価額とする

(五) 税率

5%の単一税率（地方消費税を含む）

(六) 納付税額の計算方法

計算方法（略）

控除不足額の調整（略）

国境税調整（略）

限界控除（年間売上高四〇〇〇万円以下）

の事業者の課税の影響緩和のため納付税額の一部を軽減する限界控除制度を設ける

(七) 簡易課税方式の選択（年間売上高四〇〇〇万円以下の事業者について、事務負担の軽減を図るため簡易課税方式の選択を認め、売上高又は仕入高等から税額を簡便に計算する途をひらくこととする）申告納付

(1)

法人は事業年度ごとに法人税の申告及び納付と、個人事業者は毎年の所得税の申告及び納付とそれぞれ併せて申告と納付することとする（中間納付制度・選択による三か月程度の短期の申告納付を認める）

(2) 輸入については、輸入時に関税及び他の消費税と併せて申告し納付する

(八) 納稅地等

(1) 納稅地、質問検査権等の規定は、法人税、所得税に準じて設ける

(2) 国税反則取締法上の間接国税とはせず、通告処分制度等を適用しない

(九) 他の税との調整（略）

(十) 新税の地方団体への配分

(1) 新税のうち地方団体へ配分される額の一部を新たに設ける地方消費税（道府県税）とする

地方消費税の課税標準は、納稅者の便宜を考慮し、一般消費税（国税）の税額とする

(2) これに伴い、都道府県・市町村間の税源分配の見直しを行う

売上税は、この一般消費税の構造とよく類似しており、売上税より広い部分、売上税よりも狭い部分はあるが、大差はない。したがって、五四年一二月二一日に衆議院本会議で決議された「いわゆる一般消費税（仮称）」は、その仕組み、構造等につき十分国民の理解を得られなかつた。従つて財政再建は、一般消費税（仮称）によらず、……」（財政再建に関する決議）に明確に反するものである。

しかも、一般消費税については、五四年二月五日の衆議院予算委員会において、当時の大平総理が「大変困難な問題であり、たとえ賛成でなくとも野党第一の社会党が納得する

るものでなくしては」と答弁し、野党とりわけ第一党である社会党が理解を示すことが国会提出の前提条件である旨表明しており、選挙に大勝したからといってこうした国会決議と議論の経過を無視することは言語道断といえる。

四、売上税法案の欠陥性について

以上のようにな上税は、大型間接税であり、大増税路線の第一歩を切り開くものであるが、自民党・中曾根總理は、政府税調に対し、まず減税を示し、その後、財源補填措置を検討するよう指示・諮詢し、衆・参同日選挙において減税の大宣伝と大型間接税の否定で大勝し、秋には政府税調をなれば嘲し、こづきまわしながら大型間接税の類型を答申させ、自民党税調においては党内の反対論を無理矢理封じ込めながら売上税創設・マル優廢止を決定した。しかし、通常国会が再会されるに至つても詳細は発表せず、しかも中曾根總理の施政方針演説においては売上税の「ウ」の字も言わないという徹底した争点回避を図り、さらに予算案の審議のみ、すなわち歳入の全容を明らかにしないまま歳出審議のみを野党に要求するという姿勢を示してきた。

これに対し、社会党をはじめとする野党四党は、前述の「売上税等粉碎闘争協議会」を設置し、税制改革・売上税関連七法案の国会

提出（売上税法案・所得税法等改正案・租税特別措置法改正案・所得税法等改正案及び売上税法施行法案・地方税法改正案・売上譲与税法案・地方交付税法改正案）を要求してきました。しかし、ようやく国会に提出された売上税法案等は重大な欠陥をもつものであった。税が国家財政を支える根幹であり、税無くして国家の存続は在りえず、国家が国民に約束するものの裏付けは税によって保障されている。したがって、憲法は、第三〇条で「国民は法律の定めるところにより、納税の義務を負う」とし、脱税は重大な社会的犯罪とされ、国税犯則取締法等において懲役・罰金刑が定められている。一方、憲法第八四条は、「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする」とされ、徵税者たる政府に対しても制限を附している。これが、「租税法律主義」の根拠と言われる。

ところが、国会に提出された売上税法案は、この「租税法律主義」に反する欠陥法案と指摘せざるをえない。売上税法案は全文六七条、附する別表四表で構成されているが、この中には政令委任一二二、省令委任六、その他大臣が定める等) が存在する。

しかも政省令委任を含んでいるのは「売上税法案」のみではなく、その施行法である「所得税法等の一部を改正する法律及び売上税法

施行法案」、さらに「売上譲与税法案」も同様である。特に問題とされるのは、租税法律主義といいながら課税の範囲・対象が非課税団体・項目（第六条の二）非課税の公共団体別表一・二、第六条の三）非課税五一項目別表三）を設定することで課税・非課税の分かれ目が複雑化し、しかもその別表においては課税・非課税のラインが政令に多く委任されていることである。

同時に、政府・大蔵省は、租税法律主義、政省令決定は国会審議を踏まえて法案成立後策定・決定と主張しながら、自民党の「税制改革Q&A」においては、本来、現時点では明らかになるはずのない課税・非課税範囲が詳細に記されていることである。

以下、政省令委任事項の代表的事例をあげる。

(一) 第四条は、「課税の対象」を規定しているが、この七項においては、「第三項及び第五項に定めるもののほか、資産の譲渡等の範囲に関し必要な事項は、政令で定める」とされ、課税対象という税法の根幹すら政令委任とされている。

(二) 第六条は、前述の通り「非課税」事項を定めているが、その一項は国・自治体の非課税規定であるが、ここでも非課税の対象としない（すなわち課税とする）事業については「政令で定めるもの」として政令で除外することとしている。

(三) 第六条三項は、非課税の取引項目を定めたものであるが、これは別表三で具体的に列記されている。しかし、この別表においては五一項目のうち政令委任三六、大臣委任二、「これに準ずるもの」とされるのが一存在し、課税・非課税が伸縮自在となつている。

(四) その中では、例えば食料関係においては、「飲食料品に係る繁殖のように供される種子その他これに類するもので政令で定めるもの」とされており、類するものとは何かが記されていないが、自民党の「Q&A」においては、「苗」などが記されており、この他食料関係において「Q&A」は、「酵母」「飼料の具体的な内容規定」「卸売市場販売手数料非課税から花きは除く」「精液」など法案に記されていない事項が「非課税」として記載されている。

(五) 土地・住宅の譲渡等については、大蔵・建設両省の課税・非課税の折衝内容が新聞報道されているが、門や塀について住宅新築に附帯する時は非課税云々等については政令事項ですらなく、運用の問題である。これが法案審議前に既に折衝・合意交渉が行なわれていることは、課税・非課税のラインが官庁に握られていることを意味し、利益誘導の温床になる怖れが大であ

る。

(六) 「所得税法等の一部を改正する法律及び売上税法施行法案」の第四章は、「売上税の施行に伴う経過措置」を定めたものであるが、この章においてすら八〇条から九四条までの「五条に二〇の政令委任事項が存在し、しかもその九四条は、「政令への委任」とされ、「第八〇条から前条までに定めるもののは、ほか、売上税法の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。」とし、記載していることは全て政令委任という極めて乱暴なものとなつていている。

(七) 「売上譲与税法案」においてもその第七条は、「自治省令への委任」とされ、「この法律の実施のための手続その他その施行に關し必要な事項は、自治省令で定める。」とされている。

以上が代表的な事例であり、売上税の是非の論議とは別の問題として、政省令委任事項の数、その委任内容をみても憲法第八四条で定める租税法律主義に反し、国民に納税を強要し、事業者に徴税義務を課し懲役を含む罰則規定まで規定している税法としては欠陥法案である。

しかも、一方において売上税法案を提出しながら、その施行日については前記の別法案で定めるという極めて異常な手法を用いていることも、売上税に対する自民党・政府の目

信の欠如とともに法案の欠陥にとどめをさしていいる。

わが党の以上の指摘に対し大蔵省は、三月三日、ようやく「政省令案」なるものを予算委員会に提出したが、その内容は前記の「自民党Q&A」にも劣るものであり、政省令案というよりは政省令案で定める事項を改めて整理したものに過ぎないものであり、約七〇項目は依然として内容不明となつてている。

五、売上税の影響について

以上を踏まえて、売上税の基本的な影響について概略を記すと以下のような点が指摘できる。

(一) 徴税・納税コスト

売上税導入は、従来の年度ごとの納税申告ペースを大きく変更し、三ヶ月に一度の申告（一部半年に一度）となる。したがつて徴税事務は膨大となるが、政府は、「現行個別消費税廃止による要因活用、事務合理化」を基本とし、必要最小限の税務職員の増員で足りるとして、六二年度で六〇〇人の増員で対応しようとしている。しかし、

軽減税率適用事業者を含めると一〇〇万を超える事業者の申告事務を扱う訳であるからこの程度の増員で足りるはずがない。大蔵省・国税庁は、三年間は指導・助言を中心とするとしているが、まさに投網だけか

けておいて料理はゆつくりという姿勢と受け取れる。徴税事務が繁雑となるのに對しその体制が整わないということは脱税の発生を予期することとなるが、売上税法案においては「五年以下の懲役若しくは一〇〇万円以下の罰金」という罰則規定がある。しかも、課税業者になると税額票の控及び記帳書類の保存義務が生じ、その保存義務期間は七年間となると予想されている（政令委任事項）。罰則と保存義務期間を設定することによって徴税者側の条件は整つていい訳である（なお、売上税関係の増員として国税庁六〇〇人の他、税関一四九人の増員、経費は人件費約八億、広報等約一億、施設二・四億、課税処理五九億円が計上されているとされる）。

納税コストについて政府は明らかにしていないが、イギリスにおける導入に際しては全売上額の〇・三八%と指摘されている。百貨店協会の試算では、初期経費の〇・一から〇・一五%、運用経費〇・一から〇・一五%、計〇・二から〇・三%とされている。年商一〇〇〇億円の場合二・二八億円、五〇〇億円の場合九・八億円、三〇〇億円の場合〇・六億円、一〇〇億円の場合〇・二億円という試算である。こうした事業者の負担には、例えば書類の保管あるいは手形割引等は計算されていないため、事業者

の負担はさらに拡大する。しかも、中小・下請ほどそのコストの価格への転嫁・吸収が難しい。

(二) 売上税の積算と負担

売上税収入の積算については、「表」の通りとされる。しかし、これは過少との指摘が強い（一般消費税時の政府答弁と比べて低いとする指摘、九兆円近くになるとする指摘もある）。本来の非課税事業者に対する軽減税率の適用によって対象事業者は拡大しようし、何より平年度五兆八〇〇億円といつても年々自然増収（景気変動に大きな変化がないかぎり）となることから何時の時点が平年度であるのか不明である。

また、物価への影響についても、一般消費税の論議においては税率の約半分という国会答弁が行われた。非課税の拡大等を理由として平年度一・六%と低く想定されているが、例えば農産物の場合の生産費上昇については三%から四%という指摘が一般的であることから勘案しても政府の見通しは過少であると言える。

いずれにしても五兆八〇〇億円という税収は国民一人当たり四万八三〇〇円の負担になる。

(三) 公財政への影響

売上税は、政府・自治体の事業にも影響があるのは当然である。したがって、六二

年度政府予算案歳出においても「表」の通り売上税分が算入されている。これは地方総体の予算である地方財政計画においても同様であり、「表」の通りである。また、売上税法案においては国・自治体の特別会計事業の一定の部分については売上税が課せられることになっているが国の特別会計分は「表」の通りとされている。

したがつて、仮りに六一年度予算と同額であつても実質的な事業費は減額されることとなる。六二年度においては三度新たな国庫補助負担金カットが行われようとしているが、この部分はダブル・パンチとなる。公財政の縮小は益々進行していると言える。

以上、売上税の影響の総括的的部分のみ触れたが、売上税は実際は農業からサービス業まであらゆるものに課税されることとなり、家計消費で冠婚葬祭まで含め売上税を含まぬものは皆無である。しかも、「増減税同額」と政府は宣伝するが、それは法人税を無理矢理いた結果であり、法人税を除けば若年・高齢者を中心と負担増になることは大藏省すら認めている。学者グループの試算においては、六〇〇万円以下は増税あるいは七五〇万円以下は増税とされている。

売上税は、家計負担はもとより、事業者・公経済にまで負担を及ぼすものであり、消

費・内需拡大に重大な悪影響をもたらす。また、サービス経済化の一層の進展のもとに流通市場、下請構造に劇的変革をもたらす。

売上税は、財政官僚にとっては「夢の財源」、國民にとっては「大増税の一歩」であり、税制改革は、國民の信頼と合意に基づき行われなければならぬことを考えれば、まさに一般消費税と同様國民の十分な理解を得られないと言わざるをえない。同時に、シャウブ報告が最も重視した税の公平性という視点が政府税制改革案にどれだけ体現されているかと言えば極めて不十分なものであり、売上税創設・マル優廢止は逆に税の不公平感を拡大するものに他ならない。

保守王国といわれ、弔い選挙であるにも関わらず岩手参議院補欠選挙において自民党が社会党の得票（保革含めて岩手参議院選史上最高の得票）の半分にも至らず歴史的大敗を喫したことは売上税に対して國民の声と審判が下されたといえよう。

社会党は、こうした多くの矛盾をもつ売上税創設、また、マル優廢止によらず、税の歪み、不公平の是正と減税を目的とした税制改革を行うべきであり、財源の面からもそれは可能として独自の改革方針を提起しているとともに、野党四党共同の改革案も提案している（別稿参照）。

〈表一〉 売上税の収支見積りとその積算根拠

項目	年度区分	初 年 度	平 年 度
課 税 対 象 額		1,160,000億円	1,160,000億円
昭和63年1月～3月の課税対象額		290,000	—
課 税 見 込 額		14,500	58,000
手持の既存消費税課税品に係る税額控除 その他新税創設に伴う調整見込額		△ 2,300	—
收 入 見 込 額		12,200	58,000
普通乗用自動車等に係る本則税率を上回る税率相当分の収入見込額		670	—
本 年 度 収 入 見 込 額		12,870	58,000
一般会計分		11,030	49,710
特別会計分		1,838	8,285

〈付〉 課税対象額の推計

事 項	金 額	推 計 方 法	
(1) 事業者の国内付加価値額等	200兆円	・各種経済資料等により、売上高、付加価値を推計。 ・個人農業分、個人不動産賃貸分等を含まない。	
(2) 純 輸 出	▲ 13兆円	・輸入を加算し、輸出を控除。 ・輸出類似取引等を調整。	
(3) 純 投 資	▲ 15兆円	・民間総固定資本形成のうち固定資本減耗を上回る分と在庫投資の合計額を調整。	
(4) 非 課 税 取 引	▲ 50兆円	・各種経済資料等により非課税取引による課税対象額の減少分を推計。	
(5) 免 稅 点	▲ 16兆円	・免税点以下の事業者に係る課税対象額の減少分を推計。	
(6) 課 税 対 象 額	106兆円		
62年1度ス	(7) 課 税 対 象 額	116兆円	・政府経済見通しの61・62年度の民間最終消費支出の伸び等を勘案

〈表一2〉 62年度歳出予算に占める売上税額（各省庁別）
(単位：億円)

区分	売上税相当額	
	62年度	平年
皇室費	0	1
国会会	1	5
裁判所	3	8
会計検査院	0	0
内閣	0	1
総理府	243	1,387
法務省	2	15
外務省	6	23
大蔵省	20	80
文部省	129	367
厚生省	35	163
農林水産省	139	587
通商産業省	43	134
運輸省	34	133
郵政省	0	2
労働省	1	6
建設省	208	970
自治省	0	8
合計	867	3,890

(注1) 計数は四捨五入によっているので、端数において合計と一致しないものがある。

(注2) 平年度の数字は、62年度予算の課税対象額（課税物品、サービスに対する予算額）に5%を乗じたものである。

〈表一3①〉 売上税導入に伴う地方公共団体の歳出増加額（地方財政計画ベース）
(単位：億円)

歳出区分	昭和62年度計画額	売上税相当額	
		62年度	平年
給与関係経費	163,538	—	—
一般行政経費	112,263	115	503
公債費	61,251	2	8
維持補修費	6,977	63	249
投資的経費	175,939	1,597	6,273
その他の	23,828	81	322
計	543,796	1,858	7,355

〈表一3②〉(公営企業分)

(単位: 億円)

事 業	62年 度	平 年 度
水 道	1 9 2	7 6 7
交 通	4 7	1 8 6
病 院	5 8	2 3 3
下 水 道	2 6 9	1, 0 7 6
そ の 他	1 2 3	4 9 2
合 計	6 8 9	2, 7 5 4

〈表一4〉 国の特別会計予算で売上税の対象となる事業
及び税収額の見込み

(単位: 百万円)

特 别 会 計	売上税納付見込額(62年度分)
造幣局 特別会計	1 2
印刷局 特別会計	4 8
資金運用部 特別会計	2 0 7
国有林野事業 特別会計	1, 2 9 9
アルコール専売事業特別会計	1 0 8
郵政事業 特別会計	8 9 9
簡易生命保険及郵便年金特別会計	1 1 7

(注) 上記特別会計の事業のうち一定のものについて売上税が課されることとなる。



売上税法案における政省令委任の問題点

(4) その中では、例えれば食料関係においては、「飲食料品に係る繁殖のように供される種子その他これに類するもので政令で定めるもの」とされており、類するものは何かが記されていないが、自民党的「税制改革Q & A」においては、本来、現時点

1 「売上税法案」においては、大蔵省・自民党は「租税法律主義」を言いながら、多くの政省令委任事項がある。その数は、大蔵省事務局の説明によれば、全文六七条、四つの別表のうちに政令一二二（一つの重複で一二一）、省令六、計一二七が数えられる。

2 しかも省政令委任を含んでいるのは「売上税法案」のみではなく、その施行法である「所得税法等の一部を改正する法律及び売上税法施行法案」、さらに「売上譲与税法案」も同様である。

3 特に問題とされるのは、租税法律主義といいながら課税の範囲・対象が、非課税団体・項目（第六条の二）非課税の公共団体

② 第六条は、前述の通り「非課税」事項を定めているが、その一項は国・自治体の非課税規定であるが、ここでも非課税の対象としない（すなわち課税とする）事業については「政令で定めるもの」と幹すら政令委任とされている。

第五項に定めるもののほか、資産の譲渡等の範囲に關し必要な事項は、政令で定める。」とされ、課税対象という税法の根

後策定・決定と主張しながら、自民党的「税制改革Q & A」においては、「苗」などが記されており、この他食料関係において「Q & A」は、「酵母」「飼料の具体的な内容規定」が詳細に記されていることである。

5 政省令委任事項の問題点（代表的事例）

① 第四条は「課税の対象」を規定しているが、この七項においては、「第三項及び

⑤ 土地・住宅の譲渡等については、大蔵・建設両省の課税・非課税の折衝内容が新聞報道されているが、門や堀について住宅新築に附帯する時は非課税云々について

では政省令事項ですらなく、運用の問題である。これが法案審議前に既に折衝・合意交渉が行なわれていることは、課税・非課税のラインが官庁に握られていることを意味し、利権・利益誘導の温床になる怖れが大である。

⑥ 「所得税法等の一部を改正する法律及び売上税法施行法案」の第四章は、「売上税の施行に伴う経過措置」を定めたもの

4 同時に、政府・大蔵省は、租税法律主義、政省令決定は国会審議を踏まえて法案成立

おいては五一項目のうち政令委任三六、大臣委任二、「これに準ずるもの」とされ

事項が存在し、しかもその九四条は、「政令への委任」とされ、「第八〇条から前条までに定めるもののほか、売上税法の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。」とし、記載していないことは全て政令委任という極めて乱暴なものとなつている。

(7) 「売上譲与税法案」においてもその第七条は、「自治省令への委任」とされ、「この法律の実施のための手続その他その施

政省令委任事項の問題

一九八七・二・二七

政令

* 2(1)十三

棚卸資産の定義

* 2(1)十四

調整固定資産の定義

* 4(4)一

船舶・航空機等の資産の定義

* 4(4)一

譲渡の場所についての定義

* 4(4)一

役務提供の場所についての定義

* 4(6)一

保税地域における貨物の使用消費について、その使用消費の場

合の定義

* 4(7)

「第三項・第五項に定めるものの他の、資産譲渡に関し必要な事項

* 6(1)

「行に関し必要な事項は、自治省令で定めること。」とされている。

6 以上が代表的な事例であり、売上税の是非とは別の問題として、政省令委任事項の数、その委任内容をみても憲法第八四条で定める租税法律主義に反し、国民に納税を強要し、事業者に徴税義務を課し徴役を含む罰則規定まで規定している税法としては欠陥法案である。

(社会党政策審議会事務局)

6(2) 行に関し必要な事項は、自治省令で定めること。販売業、製造業その他の事業を定義する。

7(1) 旅客、貨物輸送に類するものを定義する。

7(5) 売上の計算方法は政令で定める。

8(1) 輸出免税売場での輸出免税となる物品を政令で定める。

8(1) 購入方法の定義

8(1) 譲渡の場合の定義

8(1) 金額の定義

8(3) 書類

8(3) 税額票の保存

8(3) 期日の規定

8(3) 手続規定

8(4) 税務署長の許可

8(4) 計算方法

8(1) 特殊関係者の定義

「その他前三項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。」このような包括的な規定で良いのだろうか。

14(2) 判定基準

「政令で定めるところにより、

15
④

「前三項に定めるもののほか
……資産の譲渡等の時期の特
例その他同項の規定の適用に関
し必要な事項は政令で定める。」
このようないくつかの規定でいい
のか?

34
④

「政令で定めるところにより、」
課税仕入れの控除の対象
「政令で定めるところによ
り、」?

44
⑤

手続規定。包括的。
税額控除の計算の細目が、あま
りにも包括的。
「政令で定めるところにより」申
告書の提出

45
①

税務署長の承認
44④と同じ
手続規定

46
①

「政令で定めるところにより」申
告書の提出

47
①

税額控除の計算の細目が、あま
りにも包括的。

48
①

-14-

「政令で定めるところにより、」
延払条件付販売
15④と同じ
同右

16
②

規定期の適用に關し必要な事項
は、政令で定める。包括的。
対価としての金額に相当するも
の?

34
⑤

「政令で定めるところにより、」
課税仕入れの控除の対象
「政令で定めるところによ
り、」?

34
⑥

税務署長の承認
44④と同じ
手続規定

47
④

「政令で定めるところにより、」
課税仕入れの控除の対象
「政令で定めるところによ
り、」?

47
①

税額控除の計算の細目が、あま
りにも包括的。

47
①

手続規定

47
④

税額控除の計算の細目が、あま
りにも包括的。

47
①

税額控除の計算の細目が、あま
りにも包括的。

47
①

個人事業者の納稅場所の規定
法人の納稅場所の規定
政令で定める場合

18
①

規定期の適用に關し必要な事項
は、政令で定める。包括的。
対価としての金額に相当するも
の?

34
⑥

「政令で定めるところにより、」
課税標準の計算規定。包括的。
航空法その他類似業者

34
⑦

税額控除の計算の細目が、あま
りにも包括的。

34
⑧

「政令で定めるところにより、」
課税標準の計算規定。包括的。
航空法その他類似業者

34
⑨

税額控除の計算の細目が、あま
りにも包括的。

34
⑩

税額控除の計算の細目が、あま
りにも包括的。

34
⑪

税額控除の計算の細目が、あま
りにも包括的。

34
⑫

税額控除の計算の細目が、あま
りにも包括的。

34
⑬

「政令で定めるところにより、」
税務署長への届出
課税標準の計算規定。包括的。
航空法その他類似業者

16
④

規定期の適用に關し必要な事項
は、政令で定める。包括的。
対価としての金額に相当するも
の?

34
⑭

「政令で定めるところにより、」
課税標準の計算規定。包括的。
航空法その他類似業者

34
⑮

税額控除の計算の細目が、あま
りにも包括的。

34
⑯

「政令で定めるところにより、」
課税標準の計算規定。包括的。
航空法その他類似業者

34
⑰

税額控除の計算の細目が、あま
りにも包括的。

34
⑱

税額控除の計算の細目が、あま
りにも包括的。

34
⑲

税額控除の計算の細目が、あま
りにも包括的。

34
⑳

税額控除の計算の細目が、あま
りにも包括的。

34
㉑

役務提供の規定
「政令で定めるところにより、」
税額票保存（保存期間）
小売業その他類似業者

17
④

規定期の適用に關し必要な事項
は、政令で定める。包括的。
対価としての金額に相当するも
の?

34
㉒

「政令で定めるところにより、」
税額票保存（保存期間）
小売業その他類似業者

34
㉓

税額控除の計算の細目が、あま
りにも包括的。

34
㉔

「政令で定めるところにより、」
税額票保存（保存期間）
小売業その他類似業者

34
㉕

税額控除の計算の細目が、あま
りにも包括的。

34
㉖

税額控除の計算の細目が、あま
りにも包括的。

34
㉗

税額控除の計算の細目が、あま
りにも包括的。

34
㉘

税額控除の計算の細目が、あま
りにも包括的。

34
㉙

書類
「政令で定めるところにより、」
区分
計算方法
計算方法

18
①

規定期の適用に關し必要な事項
は、政令で定める。包括的。
対価としての金額に相当するも
の?

34
㉚

「政令で定めるところにより、」
区分
計算方法
計算方法

34
㉛

税額控除の計算の細目が、あま
りにも包括的。

34
㉜

「政令で定めるところにより、」
区分
計算方法
計算方法

34
㉝

税額控除の計算の細目が、あま
りにも包括的。

34
㉞

税額控除の計算の細目が、あま
りにも包括的。

34
㉟

税額控除の計算の細目が、あま
りにも包括的。

34
㉟

税額控除の計算の細目が、あま
りにも包括的。

34
㉟

書類
「政令で定めるところにより、」
区分
計算方法
計算方法

19
①

規定期の適用に關し必要な事項
は、政令で定める。包括的。
対価としての金額に相当するも
の?

34
㉛

「政令で定めるところにより、」
区分
計算方法
計算方法

34
㉜

税額控除の計算の細目が、あま
りにも包括的。

34
㉝

「政令で定めるところにより、」
区分
計算方法
計算方法

34
㉞

税額控除の計算の細目が、あま
りにも包括的。

34
㉟

税額控除の計算の細目が、あま
りにも包括的。

34
㉟

税額控除の計算の細目が、あま
りにも包括的。

34
㉟

税額控除の計算の細目が、あま
りにも包括的。

34
㉟

別表3……非課税となる業種等

- * リ 一 種子その他これに類するもの
- * リ 三 農水産物のうち政令で定めるもの
- * リ 四 農業組合その他これに類する者が委託の引受をする場合
- * リ 五 農業協同組合その他政令で定めるものが、米穀・麦について委託の引受をしたとき
- * リ 六 建築設備の貸付け
- * リ 七 医療用具
- * リ 八 療養、医療又は施設療養に類するもの
- * リ 九 予防接種その他これらに類するもの
- * リ 十 医師その他のもの
- * リ 十一 健康審査又は健康診断その他これらに類するもの
- * リ 十二 医師その他のもの
- * リ 十三 身体障害者用物品
- * リ 十四 身体障害者
- * リ 十五 身体障害者用物品
- * リ 十六 重量
- * リ 十七 離島振興対策実施地域に含まれる島に類するもの
- * リ 十八 離島航空路線で政令で定めるもの
- * リ 十九 物品切手に類するもの

要件規定

- * リ 三十六 要件規定
- * リ 三十七 教科用図書の供給に関する事業者として政令で定めるもの

- * リ 四十七 外國為替業務に関連して行われる役務に提供で政令で定めるもの

- * リ 三十八 一般日刊新聞の発行者及びその他の者に伝達することを業とするもので政令で定めるもの

- * リ 四十八 收集品その他の政令で定めるもの

- * リ 四十九 支払手段その他これに類するものとして政令で定めるもの

- * リ 五十 娯樂施設で政令で定めるもの

- * リ 五十一 特定自動車に該当するものとして政令で定める物品

- * リ 五十二 金額

以上、政令委任一二一（うち、別表3関係
三六）

省令

- | | | | |
|-----|-----------------------------|--------|--------|
| 四十四 | 古物のうち政令で定めるもの | 7 (2) | 大蔵大臣証明 |
| 四十五 | 利子を対価とする貸付金その他の政令で定める資産 | 43 (2) | 大蔵大臣証明 |
| 四十六 | 役務の提供その他これに類するものとして政令で定めるもの | 43 (1) | 大蔵大臣証明 |
| 四十七 | 離島振興対策実施地域に含まれる島に類するもの | 7 (3) | 大蔵大臣証明 |
| 四十八 | 離島航空路線で政令で定めるもの | 42 (1) | 大蔵大臣証明 |
| 四十九 | 物品切手に類するもの | 43 (1) | 大蔵大臣証明 |

以上、省令委任6

大蔵大臣委任

- * リ 十五 別表3
- * リ 十六 特別の病室の提供その他の大

蔵大臣の定めるもの

* リ十五

大蔵大臣の定める金額

以上、大蔵大臣委任 2

その他

60

この法案は、すべて最終項において、「その他の……に関し必要な事項は政令で定める。」と包括的に規定している。

施行法関係

80

電気通信役務で政令で定めるも
の

81①

課税資産の譲渡等に係る対価で
政令で定めるもの

82②

ガスその他政令で定めるもの
工事の請負に係る契約で契約に
係る資産の譲渡について政令で
定めるところによる届出

82③

資産の譲渡等の対価の額の合計
額のうちの課税資産の譲渡等の
対価の額の合計額の占める割合
として政令で定めるところによ
り計算した割合

* 82⑤

債務の履行として行なう資産の
貸し付けその他の長期にわたり
行われるものであることその他
政令で定める要件

包括規定

届出

計算方法

82⑤

83③

84③

85②

86②

86③

86②

86①

86③

86②

86①

86③

86②

86③

86②

86③

86③

86③

* 90③

売上税の納税義務の免除に関する
経過措置の規定の例により政
令で定めるところにより計算す
た金額

90③と同じ

91②

93③

94

93③

91②

90③

91②

90③

91②

90③

91②

90③

91②

90③

91②

90③

91②

90③

当該購入価額に準ずる金額とし
て政令で定める金額
売上税の暫定的非課税から前条
までに定めるもののほか、売上
税法の施行に關し必要な経過措
置は、政令で定める。

以上施行法関係 20

(注) * は、問題となるところ。

社会党政策審議会事務局

売上税法案

参考資料
一九八七・二・三 閣議決定

第一章 総則

(第一条～第二十五条)

申告、納付及び還付の手続並びにその納稅
義務の適正な履行を確保するため必要な事
項を定めるものとする。

(定義)

第一条 この法律は、売上税について、課稅
の対象、納稅義務者、税額の計算の方法、
による。

一 国内 この法律の施行地をいう。

二 保税地域 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条（保税地域の種類）に規定する保税地域をいう。

三 事業者 事業を行う個人及び法人をいう。

四 税額票発行事業者 第五十五条第一項又は第二項に規定する税額票番号の付与を受けている者をいう。

五 合併法人 合併後存続する法人又は合併により設立された法人をいう。

六 被合併法人 合併により消滅した法人をいう。

七 人格のない社団等 法人でない財団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。

八 資産の譲渡等 事業として有償で行われる資産の譲渡、資産の貸付け（資産に係る権利の設定その他他人に資産を使用させる一切の行為を含む。）及び役務の提供をいう。

九 課税資産の譲渡等 資産の譲渡等のうち、第六条第一項から第三項までの規定により売上税を課さないこととされるものの以外のものをいう。

十 課税貨物 保税地域から引き取られる貨物のうち、第六条第四項の規定により売上税を課さないこととされる以外のも

のをいう。

十一 課税仕入れ 税額票発行事業者が、事業として他の税額票発行事業者から課税資産の譲渡等に係る資産を譲り受け、行

為を含む。又は課税資産の譲渡等に係る税資産の提供を受けることをいう。

十二 課税期間 一月一日から三月三十一日まで、四月一日から六月三十日まで、七月一日から九月三十日まで及び十月一日から十二月三十一日までの各期間をい

う。

十三 棚卸資産 商品、製品、半製品、仕掛け品、原材料その他の資産で政令で定めるものをいう。

十四 調整対象固定資産 建物、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、鉱業権その他の資産のうち政令で定めるものをい

う。

一 資産の譲渡又は資産の貸付け（資産に係る権利の設定その他他人に資産を使用させる一切の行為を含む。以下同じ。）で

ある場合、当該譲渡又は貸付けが行われる時において当該資産が所在していた場

所（当該資産が船舶、航空機、鉱業権、特許権、著作権その他これらに類する資産として政令で定めるものである場合には、政令で定める場所）

二 役務の提供である場合 当該役務の提

供が行われた場所。（当該役務の提供が運輸、通信その他国内及び国外以外の地域にわたつて供給されるものである場合は、政令で定める場所）

三 関税法第二条第一項第三号（定義）に規定する外国貨物の譲渡又は貸付けは、資産の譲渡等に含まれないものとする。

四 関税法第二条第一項第三号（定義）に規定する外貨物の譲渡又は貸付けは、資産の譲渡等に含まれないものとする。

五 保税地域から引き取られる貨物には、この法律により、売上税を課する。

渡等には、この法律により、売上税を課する。

第四条 国内において事業者が行う資産の譲

（課税の対象）

5 一 個人である事業者（以下「個人事業者」）

という。が棚卸資産を家事のために使用し、又は消費した場合における当該使用又は消費

二 法人が棚卸資産をその役員（法人税法

（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十五号（定義）に規定する役員をいう。）に

対して贈与した場合における当該贈与

6 保税地域において貨物が使用され、又は

消費された場合には、その実用又は消費を

した者がその使用又は消費の時に当該貨物

をその保税地域から引き取るものとみな

す。ただし、当該貨物が別表第四第一号に

掲げる貨物以外の貨物の材料又は原料とし

て使用され、又は消費された場合その他政

令で定める場合にあつては、この限りでな

い。

7 第三項及び第五項に定めるもののほか、資産の譲渡等の範囲に関し必要な事項は、政令で定める。

（納稅義務者）

第五条 事業者は、国内において行つた課税

資産の譲渡等につき、この法律により、売上税を納める義務がある。

2 貨物を保税地域から引き取る者は、課税

貨物につき、この法律により、売上税を納める義務がある。

（非課税）

第六条 国又は地方公共団体が行う資産の譲

渡等（造幣局特別会計法（昭和二十五年法律第六十三号）第二条（事業の範囲）に規定する造幣局の事業、大蔵省設置法（昭和二十四年法律第一百四十四号）第九条第一項（印刷局）に規定する印刷事業、国有林野事業特別会計法（昭和二十一年法律第三十八号）第一条第二項（事業の範囲）に規定する国有林野事業、アルコール専売事業特別会計法（昭和二十一年法律第三十九号）第一条第二項（事業の範囲）に規定するアルコール専売事業、郵政事業特別会計法（昭和二十四年法律第一百九号）第二条（郵政事業の範囲）に規定する郵政事業その他の国が特別会計を設けて行う事業に係る資産の譲渡等のうち政令で定めるもの及び交通事

業、電気事業、ガス事業その他の地方公共団体が特別会計を設けて行う事業に係る資産の譲渡等のうち政令で定めるものを除く。）には、売上税を課さない。

2 別表第一若しくは別表第二に掲げる法人又は人格のない社団等が行う資産の譲渡等（販売業、製造業その他の政令で定める事業で、継続して事業場を設けて営まれるものに係る資産の譲渡を除く。）には、売上税を課さない。

3 資産の譲渡等のうち、別表第三に掲げる

ものには、売上税を課さない。

4 保税地域から引き取られる貨物のうち、

別表第四に掲げるものには、売上税を課さない。

（輸出免税）

第七条 税額票発行事業者が行う課税資産の譲渡等のうち、輸出取引（本邦からの輸出として行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は本邦と外国との間の旅客若しくは貨物の輸送若しくは通信その他これらに類するものとして政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）に該当するものについては、売上税を免除する。

2 前項の規定は、その課税資産の譲渡等が輸出取引に該当するものについて、大蔵省令で定めるところにより証明がされたものに限り、適用する。

3 税額票発行事業者が、国内以外の地域における資産の譲渡等又は自己の使用のため、当該資産（当該資産を事業者が事業として有償で譲り渡し、又は貸し付けたとした場合に課税資産の譲渡等に該当することとなる資産に限る。以下この項及び次項において「課税資産」という。）を輸出した場合において、当該課税資産が輸出されたことにつき大蔵省令で定めるところにより証明がされたときは、当該課税資産の輸出は、課税資産の譲渡等に係る輸出取引に該当するものとみなす。

けた者が当該借り受けた課税資産を国内外以外の地域で使用するため輸出した場合において、当該課税資産が輸出されたことにつき大蔵省令で定めるところにより証明がされたときは、当該税額票発行事業者の行つた当該課税資産の貸付けは、当該輸出が行われた時において課税資産の譲渡等に係る輸出取引に該当するものとみなす。

5 前二項の場合において、第九条に規定する課税売上高の計算の方法、第三十四条に規定する仕入れに係る売上税額の計算の方法その他必要な事項は、政令で定める。

(輸出物品販売場における輸出免税の特例)

2 前項の規定は、同項の譲渡をした輸出物品販売場の営業者が、当該物品が非居住者によつて同項に規定する方法により購入されことを証する書類として政令で定める書類を、政令で定めるところにより、保存しない場合には、適用しない。ただし、既に次項本文若しくは第五項本文の規定の適用があつた場合又は災害その他やむを得ない事情により当該書類を保存することができなかつたことを当該輸出物品販売場の営業者において證明した場合には、この限りでない。

3 輸出物品販売場において第一項に規定する物品を同項に規定する方法により購入した非居住者が、政令で定める日までに当該物品を輸出しないときは、その出港地の所在地を所轄する税関長(その者が外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六条第一項第六号(定義)に規定する非居住者(以下この条において「非居住者」という。)に対し、政令で定める物品で輸出するため政令で定める方法により購入されるものの譲渡(第六条第三項の規定により売上税を課さないこととするものを除く。)を行つた場合(政令で定める場合にあつては、当該物品の譲渡に係る第二十六条第一項に規定する対価の額の合計額が政令で定める金額を超えるとき有限る。)には、当該物品の譲渡に係る売上税を免除する。

4 第一項に規定する物品で、非居住者が輸出物品販売場において同項に規定する方法により購入したものは、国内において譲渡又は譲受け(これらの委託を受け、若しくは媒介のため当該物品を所持し、又は譲渡のためその委託を受けた者若しくは媒介をする者に所持させることを含む。以下この条において同じ。)をしてはならない。ただし、当該物品の譲渡又は譲受けをすることにつきやむを得ない事情がある場合において、政令で定める手続により、当該物品の所在場所を所轄する税務署長の承認を受けたときは、その限りでない。

5 国内において前項に規定する物品の譲渡又は譲受けがされたときは、税務署長は、同項ただし書の承認を受けた者があるときはその者から、当該承認を受けないで当該譲渡又は譲受けがされたときは当該物品を譲り渡した者(同項本文に規定する所持をさせた者を含むものとし、これらの者が判明しない場合には、当該物品を譲り受けた者又は当該所持をした者とする。)から当該物品の譲渡についての第一項の規定による免�除に係る売上税額に相当する売上税を直ちに徴収する。ただし、災害その他やむを得ない事情により亡失した物品につき、政令で定める手続により、当該税関長の承認を受けた場合には、その売上税を免除する。

規定する場合に該当する事実が生じている場合又は第三項本文の規定の適用があつた場合には、この限りでない。

除する。

(法人の分割に係る納税義務の免除の特例)

しない。

6 第一項から第四項までに規定する輸出物

品販売場とは、税額票発行事業者が經營する販売場で、非居住者に対し第一項に規定する物品で同項に規定する方法により購入されるものを譲渡することができるものとして、政令で定めるところにより、その納税地を所轄する税務署長の許可を受けた販売場をいう。

7 税務署長は、前項の許可を受けた輸出物

品販売場の営業者が売上税に関する法令の規定に違反した場合その他取締り上特に不適当と認められる場合には、その許可を取り消すことができる。

(納税義務の免除)

第九条 事業者のうち、その年の前年における課税売上高（国内における課税資産の譲渡等の対価の額（第二十六条第一項に規定する対価の額をいう。）の合計額として政令

で定めるところにより計算した金額をいふ。以下同じ。）が一億円以下である場合を除き、第五条第一項の規定にかかるはず、その年四月一日からその年の翌年三月三十日までの間において行つた課税資産の譲渡等につき、売上税を納める義務を免

第十条 その年において法人が分割（法人が

法人税法第五十一条第一項（特定の現物出資により取得した有価証券の圧縮額の損金算入）に規定する特定出資により新たに法人を設立し、当該新たに設立された法人に事業の全部又は一部を引き継ぐ場合における当該新たな法人の設立をいう。（以下この条において同じ。）をした場合において、当該分割をした法人（以下この条において「分割親法人」という。）のその年の前年における課税売上高が一億円を超えるときは、当該分割により設立された法人（以下この条において「分割子法人」という。）の当該設立の日（同日がその年一月一日から三月三十日までの間に属する場合には、その年四月一日からその年の翌年三月三十一日までの間における課税資産の譲渡等については、前条の規定は、適用しない。

一 当該分割子法人の発行済株式の総数又は出資金額の百分の五十以上が当該分割親法人及び当該分割親法人及び当該分割親法人と政令で定める特殊な関係にある者の所有に属すること。

二 当該分割子法人の行う事業の全部又は相当部分が当該分割親法人の行う事業と同種のものであること。

(相続に係る納税義務の免除の特例)

第十一条 その年において相続（包括遺贈を含む。以下同じ。）があつた場合において、その分割親法人のその年の前々年ににおける課税売上高が一億円を超えるときは、当該分割子法人の当該設立の日からその年の三月三十一日までの間における課税資産の譲渡等については、前条の規定は、適用されない。

含む。以下同じ。)の事業を承継したときは、
当該相続人の当該相続のあつた日の翌日
(当該相続のあつた日がその年一月一日か
ら三月三十一日までの間に属する場合に
は、その年四月一日)からその年の翌年三
月三十一日までの間における課税資産の譲
渡等については、第九条の規定は、適用し
ない。

2

その年の一月一日から三月三十一日まで
の間において相続があつた場合において、
その年の前々年における課税売上高が一億
円以下である相続人が、当該前々年におけ
る課税売上高が一億円を超える被相続人の
事業を承継したときは、当該相続人の当該
相続のあつた翌日からその年三月三十一日
までの間ににおける課税資産の譲渡等につい
ては、第九条の規定は、適用しない。

3

その年の前年に相続により被相続人の事
業を承継した相続人の当該前年における課
税売上高が一億円以下である場合において、

当該相続人の当該前年における課税売上高
と当該相続に係る被相続人の当該前年にお
ける課税売上高との合計額が一億円を超え
るときは、当該相続人のその年四月一日か
らその年の翌年三月三十一日までの間にお
ける課税資産の譲渡等については、第九条
の規定は、適用しない。

4

相続により、二以上の事業場を有する被

相続人の事業を二以上の相続人が当該二以
上の事業場を事業場ごとに分割して承継し
た場合の被相続人の課税売上高の計算その
他の前三項の規定の適用に関し必要な事項は、
政令で定める。

(合併に係る納税義務の免除の特例)

第十二条 その年において合併(合併により
法人を設立する場合を除く。以下この項及
び次項において同じ。)があつた場合において、
その年の前年における課税売上高が一
億円以下である合併法人が、当該前年にお
ける課税売上高が一億円を超える被合併法
人の事業を承継したときは、当該合併法人
の当該合併のあつた日の翌日(当該合併の
あつた日がその年一月一日から三月三十一
日までの間に属する場合には、その年四月
一日)からその年の翌年三月三十一日まで
の間ににおける課税資産の譲渡等については、第九条の規定は、
適用しない。

4

その年一月一日から三月三十一日までの
間において合併があつた場合において、い

ずれかの被合併法人のその年の前々年にお
ける課税売上高が一億円を超えるときは、
その事業を承継した合併法人の当該設立の
日からその年三月三十一日までの間におけ
る課税資産の譲渡等については、第九条の
規定は、適用しない。

5

その年の前年に合併により被合併法人の
当該前年における課税売上高が一億円以下
である場合において、当該合併法人の当該
前年における課税売上高と当該合併法人
の当該前年における課税売上高との合計額
が一億円を超えるときは、当該合併法人の
その年四月一日からその年の翌年三月三十
日までの間ににおける課税資産の譲渡等につ
いては、第九条の規定は、適用しない。

3 その年において合併(合併により法人を
設立する場合に限る。次項において同じ。)
があつた場合において、いずれかの被合併
法人のその年の前年における課税売上高が
一億円を超えるときは、その事業を承継し
た合併法人の当該設立の日(同日がその年
一月一日から三月三十一日までの間に属す
場合には、その年四月一日)からその年
の翌年三月三十一日までの間ににおける課税
資産の譲渡等については、第九条の規定は、
適用しない。

(資産の譲渡等を行つた者の実質判定)

第十三条 法律上資産の譲渡等を行つたとみられる者が単なる名義人であつて、その資産の譲渡等に係る対価を享受せず、その者以外の者がその資産の譲渡等に係る対価を享受する場合には、当該資産の譲渡等は、当該対価を享受する者が行つたものとして、この法律の規定を適用する。

(信託財産に係る資産の譲渡等の帰属)

第十四条 信託財産に属する資産に係る資産の譲渡等については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者がその信託財産を有するものとみなして、この法律の規定を適用する。ただし、合同運用信託（信託会社（信託業務を兼営する銀行を含む）が引き受けた金銭信託で、共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するものをいう。）、証券投資信託（証券投資信託法（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第一項（定義）に規定する証券投資信託（同法第二条の二（証券投資信託とみなす信託）に規定する信託を含む。）及びこれらに類する外国の信託をいう。）又は法人税法第八十四条第一項（退職年金等積立金の額の計算）に規定する適格退職年金契約、厚生年金基金契約、勤労者財産形成基金給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約若しくは国民年金基金の締結した国民年金法（昭

和三十四年法律第百四十一号）第百一十八条第三項（基金の業務）に規定する契約に係る信託の信託財産に属する資産に係る資産の譲渡等については、この限りでない。

一 受益者が特定している場合 その受益者

二 受益者が特定していない場合 又は存在していない場合 その信託財産に係る信託の委託者

2 前項の場合において、受益者が特定しているかどうか又は存在しているかどうかの判定に関し必要な事項は、政令で定める。

(割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例)

第十五条 事業者が棚卸資産又は役務の割賦販売等（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第六十五条第一項（割賦販売等に係る収入及び費用の帰属時期）又は法人税法第六十二条第一項（割賦販売等に係る収入及び費用の帰属時期））に規定する割賦販売等をいう。以下この条において同じ。）で課税資産の譲渡等に該当するものを行つた場合において、当該事業者がこれらの規定の適用を受けるため割賦販売等をしたすべての棚卸資産又は役務に係る対価の額につきこれらの規定に規定する割賦基準の法により経理することとしているときは、当該棚卸資産又は役務のうち当該割賦販売

等に係る賦払金の額で当該割賦販売等をした日の属する課税期間においてその支払の期日が到来しないもの（当該支払の期日前に既に支払を受けたものを除く。）に係る部分については、当該事業者が当該課税期間において課税資産の譲渡等を行わなかつたものとみなして、当該部分に係る対価の額を当該課税期間における当該棚卸資産又は役務に係る対価の額から控除することができる。

2 前項の規定により当該割賦販売等をした日の属する課税期間において課税資産の譲渡等を行わなかつたものとみなされた部分については、政令で定めるところにより、当該事業者が当該割賦販売等に係る賦払金の支払の期日が到来する日の属する各課税期間においてそれぞれ当該賦払金に係る部分の課税資産の譲渡等を行つたものとみなす。ただし、所得税法第六十五条第一項ただし書又は法人税法第六十二条第一項ただし書の規定の適用を受けることとなつた場合は、所得税法第六十五条第一項ただし書に規定する経理しなかつた年の十二月三十一日の属する課税期間以後の課税期間又は法人税法第六十二条第一項ただし書に規定する経理しなかつた事業年度（同法第一編第五章に規定する事業年度をいう。次条及び第十七条において同じ。）終了の日の属す

る課税期間以後の課税期間については、この限りでない。

3 第一項の規定の適用を受けようとする者は、第四十六条の規定による申告書にその旨を付記するものとする。

4 前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用を受ける個人事業者が死亡した場合又は法人が合併により消滅した場合における割賦販売等の方法により行った棚卸資産の譲渡又は役務の提供に係る資産の譲渡等の時期の特例その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(延払条件付譲渡等に係る資産の譲渡等の時期の特例)

第十六条 事業者が資産（個人事業者である場合には、棚卸資産に限る。以下この条において同じ。）の延払条件付販売（所得税法第六十六条第一項（延払条件付販売等に係る収入及び費用の帰属時期）に規定する延払条件付販売をいう。以下この項において同じ。）若しくは延払条件付譲渡（法人税法第六十三条第一項（延払条件付譲渡等に係る収益及び費用の帰属事業年度）に規定する延払条件付譲渡をいう。以下この項において同じ。）で課税資産の譲渡等に該当するものを行った場合又は工事（製造を含む。以下この条において同じ。）の延払条件付請負（所得税法第六十六条第一項又は法人税法第六十

法第六十三条第一項に規定する延払条件付請負をいう。以下この項において同じ。）により課税資産の譲渡等を行つた場合において、当該事業者が当該延払条件付販売若しくは延払条件付譲渡又は延払条件付請負（これらのうち損失が生じたものを除く。以下この条において「延払条件付販売等」という。）に係る対価の額につきこれらの規定に規定する延払基準の方法により経理することとしているときは、当該資産又は請負の目的物のうち当該延払条件付販売等に係る賦払金の額で当額延払条件付販売等をした日の属する課税期間においてその支払の期日が到来しないもの（当該支払の期日前に既に支払を受けたものを除く。）に係る部分については、当該事業者が当該課税期間において課税資産の譲渡等を行わなかつたものとみなして、当該部分に係る対価の額を当該課税期間における当該延払条件付販売等に係る対価の額から控除することができる。

3 第一項の規定の適用を受けようとする者は、第四十六条の規定による申告書にその旨を付記するものとする。

4 前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用を受ける個人事業者が死亡した場合又は法人が合併により消滅した場合における延払条件付販売等をした資産又は工事に係る資産の譲渡等の時期の特例その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(長期工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例)

第十七条 事業者が長期工業（所得税法第六十七条第一項（長期工事の請負に係る収入及び費用の帰属時期）又は法人税法第六十四条第一項（長期工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度）に規定する長期工

分の資産の譲渡等を行つたものとみなす。

ただし、所得税法第六十六条第一項ただし書又は法人税法第六十三条第一項ただし書の規定の適用を受けることとなつた場合は、所得税法第六十六条第一項ただし書に規定する経理しなかつた年（十二月三十一日）の属する課税期間以後の課税期間又は法人税法第六十三条第一項ただし書に規定する経理しなかつた決算に係る事業年度終了日の属する課税期間以後の課税期間については、この限りでない。

書又は法人税法第六十六条第一項ただし書に規定の適用を受けることとなつた場合は、所得税法第六十六条第一項ただし書に規定する経理しなかつた年（十二月三十一日）の属する課税期間以後の課税期間又は法人税法第六十三条第一項ただし書に規定する経理しなかつた決算に係る事業年度終了日の属する課税期間以後の課税期間については、この限りでない。

事をいう。以下この条において同じ。)の請負に係る契約に基づき課税資産の譲渡等を行う場合において、当該事業者が、その請負(損失が生ずると見込まれるもの)を除く。)をした長期工事に係る対価の額につき、これらの規定に規定する工事進行基準の方法により経理することとしているときは、当該長期工事の目的物のうちこれらの規定に規定する収入金額又は収益の額に係る部分については、当該事業者が、これらの規定によりその収入金額が総収入金額に算入されたそれぞれの年の十二月三十一日の属する課税期間又はその収益の額が益金の額に算入されたそれぞれの事業年度終了の日の属する課税期間において課税資産の譲渡等を行つたものとみなす。ただし、所得税法第六十七条第一項ただし書又は法人税法第六十四条第一項ただし書の規定の適用を受けることとなつた場合は、これら

の規定に該当することとなつた年(十二月三十一日)の属する課税期間による申告書にその旨を付記するものとする。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用を受ける個人事業者が死亡した場合又は法人が合併により消滅した場合における長期工事に係る資産の譲渡等の時期の特例その他同項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(個人事業者の納税地)

第十九条 国内に住所のほか居所を有する個人事業者で所得税法第十六条第一項(納税地の特例)の規定の適用を受けようとする者は、第四十六条の規定による申告書にその旨を付記するものとする。

2 国内に住所又は居所を有し、かつ、その住所地又は居所地以外の場所に事務所等を有する個人事業者で所得税法第十六条第二項の規定の適用を受けようとする者(第二十一条第一項の規定により納税地の指定を受けている者を除く。)が、同法第十六条第四項の規定により同項の書類を提出したときは、その提出のあつた日後における資産の譲渡等に係る売上税の納税地は、前条第一号の規定にかかわらず、その住所地に代え、その居所地とする。

2 前項の規定の適用を受けた者が同項の长期工事の目的物の引渡しを行つた場合には、当該目的物のうち、当該长期工事の着手の日の属する課税期間以後の課税期間については、この限りでない。

2 前項の規定の適用を受けた者が同項の长期工事の目的物の引渡しを行つた場合には、国内に住所及び居所を有しない者で、国内にその行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの(以下この条か

ら第二十条までにおいて「事業所等」という。)を有する者である場合、その事務所等の所在地(その事務所等が二以上ある場合には、主たるもの所在地)。

四 前二項に掲げる場合以外の場合 政令で定める場所

(個人事業者の納税地の特例)

第十九条 国内に住所のほか居所を有する個人事業者で所得税法第十六条第一項(納税地の特例)の規定の適用を受けようとする者は、第四十六条の規定により同項の書類を提出したときは、その提出のあつた日後における資産の譲渡等に係る売上税の納税地は、前条第一号の規定にかかわらず、その住所地に代え、その居所地とする。

2 国内に住所又は居所を有し、かつ、その住所地又は居所地以外の場所に事務所等を有する個人事業者で所得税法第十六条第二項の規定の適用を受けようとする者(第二十一条第一項の規定により納税地の指定を受けている者を除く。)が、同法第十六条第四項の規定により同項の書類を提出したときは、その提出のあつた日後における資産の譲渡等に係る売上税の納税地は、前条第一号の規定にかかわらず、その住所地に代え、その居所地とする。

2 国内に住所を有する場合 その住所地合 その居所地

2 国内に住所を有せず、居所を有する場合 その居所地

三 国内に住所及び居所を有しない者で、国内にその行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの(以下この条か

ある場合には、主たるもののが所在地。各項において同じ。)とする。

前二項の規定により居所地又は事務所等の所在地を資産の譲渡等に係る売上税の納税地としている者が、所得税法第十六条第三項の規定により同項の書類を提出したときは、その提出があつた日後における資産の譲渡等に係る売上税の納税地は、その住所地(前項の規定により事務所等の所在地を資産の譲渡等に係る売上税の納税地としている者で住所を有していない者については、居所地)とする。

4 個人事業者が死亡した場合は、その死亡した者の資産の譲渡等に係る売上税の納税地は、その相続人の資産の譲渡等に係る売上税の納税地によらず、その死亡当時ににおけるその死亡した者の資産の譲渡等に係る売上税の納税地とする。

(法人の納税地)

第二十条 法人の資産の譲渡等に係る売上税

の納税地は、その法人が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる場所とする。

一 国内に本店又は主たる事務所を有する法人(各号において「内国法人」という。)である場合 その本店又は主たる事務所の所在地

二 内国法人以外の法人で国内に事務所等

を有する法人である場合 その事務所等の所在地(その事務所等が二以上ある場合には、主たるもののが所在地)

三 前二号に掲げる場合以外の場合 政令で定める場所

(納税地の指定)

第二十一条 前三条の規定による納税地が個人事業者又は法人の行う資産の譲渡等の状況からみて当該資産の譲渡等に係る売上税の納税地として不適当であると認められる場合には、その納税地を所轄する国税局長

(政令で定める場合には、国税庁長官。次項において同じ。)は、これらの規定にかかわらず、その資産の譲渡等に係る売上税の納税地を指定することができる。

2 国税局長は、前項の規定により資産の譲渡等に係る売上税の納税地を指定したときは、同項の個人事業者又は法人に対し、書面によりその旨を通知する。

(納税地指定の処分の取消しがあつた場合の申告等の効力)

第二十二条 異議申立てについての決定若しくは審査請求についての裁決又は判決により、前条第一項の規定による資産の譲渡等に係る売上税の納税地の指定の処分の取消しがあつた場合においても、その処分の取消しは、その取消しの対象となつた処分のあった時からその取消しの時までの間に、

その取消しの対象となつた納税地をその処分に係る事業者の納税地としてその売上税に關してされた申告、申請、請求、届出その他書類の提出及び納付並びに国税庁長官、国税局長又は税務署長の処分(その取消しの対象となつた処分を除く。)の効力を及ぼさないものとする。

(納税地の異動の届出)

第二十三条 事業者は、その資産の譲渡等に係る売上税の納税地に異動があつた場合(第二十一条第一項の規定によりその資産の譲渡等に係る納税地の異動があつた場合を除く。)には、政令で定めるところにより、その異動前の納税地を所轄する税務署長及び異動後の納税地を所轄する税務署長にそびの旨を届け出なければならない。

(課税貨物に係る売上税の納税地)

第二十四条 保税地域から引き取られる課税貨物に係る売上税の納税地は、当該保税地域の所在地とする。

(輸出物品販売場における物品の譲渡等に係る売上税の納税地)

第二十五条 第八条第三項本文の規定に該当する物品の譲渡に係る売上税の納税地は、同項本文に規定する出港地又は住所地若しくは居所地とする。

2 第八条第五項本文の規定に該当する物品の譲渡に係る売上税の納税地は、同項に規

定する譲渡又は譲受けがあつた時（同条第

四項ただし書の承認があつた場合には、その承認があつた時）における当該譲渡若しくは譲受け又は承認に係る物品の所在場所とする。

第二章 課税標準及び税率

（第二十六条—第二十七条）

（課税標準）

第二十六条 課税資産の譲渡等に係る売上税の課税標準は、課税資産の譲渡等の対価の額（事業者が課税資産の譲渡等につき收受し、又は收受すべき一切の金銭若しくは金銭以外の物又は権利その他經濟的な利益の額とし、課税資産の譲渡等につき課されるべき売上税に相当する額を除く。以下この条、第二十八条、第二十九条及び第三十四条において同じ。）とする。ただし、法人が棚卸資産を第四条第五項第二号に規定する役員に対し著しく低い対価により譲渡した場合において、当該譲渡が課税資産の譲渡等に該当するときは、当該譲渡に係る資産の価額をその対価の額とみなす。

2 第四条第五項の規定により事業として有償で行われる資産の譲渡とみなされる行為で課税資産の譲渡等に該当するものについては、次の各号に掲げる行為の区分に応じ当該各号に定める金額をその対価の額とみ

なす。

一 第四条第五項第一号に掲げる使用又は

消費 当該使用又は消費の時における当該使用し、又は消費した資産の価額に相当する金額

二 第四条第五項第二号に掲げる贈与 当該贈与の時における当該贈与をした資産の価額に相当する金額

3 保税地域から引き取られる課税貨物に係る売上税の課税標準は、当該課税貨物につき関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第四条から第四条の八まで（課税価格の計算方法）の規定に準じて算出した価格に当該課税貨物の保税地域からの引取りに係る売上税以外の消費税（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第三号（定義）に規定する消費税をいう。）及び関税の額に相当する金額を加算した金額とす。

一 税額票という文言

二 作成者の氏名又は名称及び税額票番号（第五十五条第一項又は第二項の税額票番号をいう。以下同じ。）

三 課税資産の譲渡等を行った年月日

四 課税資産の譲渡等の対象とされた資産又は役務の内容並びに当該課税資産の対価の額及び当該課税資産の譲渡等に係る売上税額

五 税額票の交付を受ける他の税額票発行事業者の氏名又は名称

2 他の税額票発行事業者に対し課税資産の譲渡等を行った税額票発行事業者は、当該課税資産の譲渡等に關し、当該他の税額票発行事業者から前項に規定する書類の交付を要求されたときは、同項の規定に基づいて作成した当該書類（以下「税額票」という。）を当該他の税額票発行事業者に交付しなければならない。ただし、航空法（昭和

（税額票の交付等）

第二十八条 税額票発行事業者は、他の税額票発行事業者に対し国内において課税資産の譲渡等（第七条第一項又は第八条第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下この章において同じ。）を行つた場合には、当該課税資産の譲渡等の行為に基づき、次に掲げる事項を記載した書類を作成することができる。

一 税額票発行事業者による譲渡の事実

二 作成者の氏名又は名称及び税額票番号

三 課税資産の譲渡等を行つた年月日

四 課税資産の譲渡等の対象とされた資産又は役務の内容並びに当該課税資産の対価の額及び当該課税資産の譲渡等に係る売上税額

二十七年法律第二百三十一号) 第二条第十
六項(定義)に規定する航空運送事業その
他の政令で定める事業を行う者が、旅客の
運送その他の政令で定める役務の提供を行
う場合には、この限りでない。

3 税額票発行事業者は、前項の規定にかか
わらず、課税期間の範囲内で一定の期間内
に行つた課税資産の譲渡等の対価の額及び
当該課税資産の譲渡等に係る売上税額をま
とめて記載した税額票を交付することがで
きる。この場合において、税額票発行事業
者は、第一項第三号に掲げる課税資産の譲
渡等を行つた年月日に代えて課税資産の譲
渡等を行つた当該一定の期間を当該税額票
に記載しなければならない。

4 税額票発行事業者は、前二項の規定によ
り税額票の交付をしたときは、政令で定め
るところにより、その写しを保存しなけれ
ばならない。

(簡易税額票の交付等)

第二十九条 小売業その他の政令で定める事
業を行う者で税額票発行事業者に該当する
ものは、他の税額票発行事業者に対し国内
において課税資産の譲渡等を行つた場合に
は、当該課税資産の譲渡等の行為に基づき、
次に掲げる事項を記載した書類を作成する
ことができる。

一 簡易税額票という文言

二 作成者の氏名又は名称及び税額票番号
三 課税資産の譲渡等を行つた年月日
四 課税資産の譲渡等の対価の額及び当該課税資産の
譲渡等につき課されるべき売上税に相当する金額の合計額(以下「税込価額」という)並びに当該課税資産の譲渡等につき適用されるべき売上税の税率又は当該

課税資産の譲渡等の対価の額及び当該課税資産の譲渡等に係る売上税額
2 他の税額票発行事業者に対し課税資産の
譲渡等を行つた税額票発行事業者(前項に
規定する事業を行う者に限る)は、当該課
税資産の譲渡等に関し、当該他の税額票發
行事業者から税額票の交付を要求されたとき
は、前項の規定に基づいて作成した当該
書類(以下「簡易税額票」という)を当該
他の税額票発行事業者に交付することによ
り税額票の交付に代えることができる。

3 前条第四項の規定は、前項の規定により
簡易税額票を交付する者(以下「簡易税額
票発行事業者」という)が簡易税額票の交
付をした場合について準用する。
(引取りに係る税額票の交付)

第三十条 税額票発行事業者は、課税貨物を
保税地域から引き取つたときは、政令で定
めるところにより、当該保税地域の所在地に
一引取りに係る税額票という文言

を所轄する税関長から次に掲げる事項を記
載した書類(以下「引取りに係る税額票」と
いう)の交付を受けることができる。
一 引取りに係る税額票といふ文言
二 保税地域から引き取つた年月日
三 保税地域の所在地を所轄する税関長
四 課税貨物の品名及び数量並びに売上税
の課税標準たる金額及び引取りに係る売
上税額

五 引取りに係る税額票の交付を受ける税
額票発行事業者の氏名又は名称
2 課税貨物を保税地域から引き取る税額票
発行事業者が当該保税地域の所在地を所轄
する税関長から交付を受ける当該課税貨物
の輸入の許可(関税法第六十七条(輸出又
は輸入の許可)に規定する輸入の許可をい
う)があつたことを証する書類その他の政
令で定める書類は、引取りに係る税額票と
みなす。

(対価の返還等を受けた場合の税額票の
交付等)

第三十一条 税額票発行事業者は、他の税額
票発行事業者から交付を受けた税額票に記
載された課税資産の譲渡等の対価である金
額の全部又は一部の返還又は値引き若しく
は割戻し(以下「対価の返還等」という)
を受けた場合には、当該対価の返還等を受
けたことに基づき、次に掲げる事項を記載

した書類を作成することができる。

一 対価の返還等に係る税額票という文言

二 作成者の氏名又は名称及び税額票番号

三 対価の返還等を受けた年月日

四 対価の返還等を受けた金額及び当該対

価の返還等を受ける他の税額票発行

五 当該書類の交付を受ける他の税額票発

行事業者の氏名又は名称

2 他の税額票発行事業者から対価の返還等

を受けた税額票発行事業者は、当該対価の

返還等に關し、当該他の税額票発行事業者

から前項に規定する書類の交付を要求され

たときは、同項の規定に基づいて作成した

当該書類（以下「対価の返還等に係る税額

票」という。）を当該他の税額票発行事業者

に交付しなければならない。

3 税額票発行事業者は、前項の規定にかか

わらず、課税期間の範囲内で一定の期間内

に対価の返還等を受けた金額及び当該対価

の返還等に係る売上税額をまとめて記載し

た対価の返還等に係る税額票を交付するこ

とができる。この場合において、税額票発

行事業者は、第一項第三号に掲げる対価の

返還等を受けた年月日に代えて、対価の返

還等に係る当該一定の期間を当該対価の返

還等に係る税額票に記載しなければならな

い。

4 第二十八条第四項の規定は、税額票発行

事業者が前二項の規定により対価の返還等に係る税額票の交付をした場合について準用する。

（対価の返還等を受けた場合の簡易税額票の交付等）

第三十二条 税額票発行事業者は、簡易税額票発行事業者から交付を受けた簡易税額票

に記載された課税資産の譲渡等に係る対価の返還等を受けた場合には、当該対価の返還等を受けたことに基づき、次に掲げる事項を記載した書類を作成することができる。

一 対価の返還等に係る簡易税額票という文言

二 作成者の氏名又は名称及び税額票番号

三 対価の返還等を受けた年月日

四 対価の返還等を受けた金額（当該対価

の返還等を受けた金額に係る売上税額を含む。以下「税込返還価額」という。）及び当該対価の返還等に係る売上税の税率

五 当該書類の交付を受ける簡易税額票発行事業者の氏名又は名称

2 簡易税額票発行事業者から対価の返還等を受けた税額票を要求され

たときは、前項の規定に基づいて作成した

当該書類（以下「対価の返還等に係る簡易

税額票」という。）を当該対価の返還等に係る税額票の交付に代えることができる。

税額票」という。）を当該簡易税額票発行事業者に交付することにより対価の返還等に係る税額票の交付に代えることができる。

3 第二十八条第四項の規定は、税額票発行事業者が前項の規定により対価の返還等に係る簡易税額票の交付をした場合について準用する。

（税額票類似書類等の交付の禁止）

第三十三条 税額票発行事業者が第二十八条、第二十九条、第三十一条又は前条の規定に基づき次に掲げる書類を交付する場合

を除き、何人も、税額票類似書類又は次に掲げる書類を他人に交付してはならない。

一 税額票

二 簡易税額票

三 対価の返還等に係る税額票

四 対価の返還等に係る簡易税額票

2 前項の税額票類似書類とは、同項各号に掲げる書類とその記載事項が同一又は類似である書類で、税額票番号の付与を受けていない者が作成したもの及び税額票発行事業者が、その行った課税資産の譲渡等の行為又は対価の返還等を受ける行為に基づかないで作成したものをいう。

第四章 税額控除等
(第三十四条ー第四十五条)

（仕入れに係る売上税額の控除等）

第三十四条 税額票発行事業者が、課税仕入を行つた場合又は保税地域から課税貨物を引き取つた場合において、当該課税仕入の相手方は当該保税地域の所在地を所轄する税関長から税額票若しくは簡易税額票又は引取りに係る税額票の交付を受けたときは、当該課税仕入れを行つた日又は当該課税貨物を引き取つた日の属する課税期間における課税資産の譲渡等に係る売上税額の合計額から当額課税期間において行つた課税仕入れに係る税額票に記載された売上税額及び簡易税額票に記載された税入価額を基礎として算出した売上税額並びに当該課税期間において引き取つた課税貨物に係る引取りに係る税額票に記載された売上税額（以下「課税仕入れ等の税額」という。）のうち、課税資産の譲渡等を行つたために要する課税資産の譲渡等を行つたために要する課税仕入及び課税貨物に係る部分の売上税額として次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める方法により計算した金額（以下「仕入れに係る売上税額」という。）を控除する。

一 当該課税期間において行つた課税仕入及び保税地域から引き取つた課税貨物につき、課税資産の譲渡等にのみ要するもの、課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等（以下この項において「その他の資産の譲渡等」という。）にのみ要するもの及び課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するものに政令で定めている場合 当該課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れ及び課税貨物に係る課税仕入れ等の税額に、当該課税資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れ及び課税貨物に係る税額を加算することとはできないものとする。

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該課税期間の課税仕入れ等の税額に、課税売上割合（当該課税期間の属する年の前年において行つた資産の譲渡等の対価の額の合計額のうちに課税資産の譲渡等の対価の額の合計額の占める割合として政令で定めるところにより計算した割合をいふ。以下同じ。）を乗じて計算する方法

前項第一号に掲げる場合に該当する税額発行事業者は、同項の規定にかかわらず、当該課税期間において行つた課税仕入れ及び保税地域から引き取つた課税貨物につき、同号に定める方法に代え同項第二号に定める方法により仕入れに係る売上税額を計算することができる。

3 第二項の場合において、第一項第二号に定める方法により計算することとした税額発行事業者については、連続する十二の課税期間において当該方法を継続して適用した後の課税期間でなければ、同項第一号に定める方法により計算することはできないものとする。

4 第一項の規定は、当該税額票発行事業者が、政令で定めるところにより、同項の控除の対象とされた課税仕入れに係る税額票若しくは簡易税額票又は課税貨物に係る引取りに係る税額票を保存しない場合には、当該保存しない課税仕入れに係る税額票若しくは簡易税額票又は課税貨物に係る引取りに係る税額票に係る売上税については適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情によりこれらの税額票を保存することができなかつたことを当額税額票発行事業者において証明した場合には、この限りでない。

5 税額票発行事業者が、第二十八条第二項ただし書に規定する者から、同項ただし書に規定する役務の提供を受けた場合において、政令で定めるところにより、その対価である金額その他の政令で定める事項が当該役務の提供を受けた税額票発行事業者により明らかにされているときは、その相手方からの簡易税額票の交付を受けたものと

対価の返還等に係る簡易税額票に係る売上税額については、適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情によりこれらの税額を保存することができなかつたことを当該対価の返還等をした税額票発行事業者において証明した場合には、この限りでない。

3 税額票発行事業者が、税額票発行事業者以外の者に対し、その行つた課税資産の譲渡等に係る対価の返還等をした場合において、政令で定めるところにより、その対価の返還等をした金額その他の政令で定める事項が当該対価の返還等をした税額票発行事業者により明らかにされているときは、

その相手方から対価の返還等に係る税額票又は対価の返還等に係る簡易税額票の交付を受けたものとみなして、第一項の規定を適用する。

4 相続により被相続人の事業を承継した相続人が被相続人により行われた課税資産の譲渡等に係る対価の返還等をした場合には、相続人が行つた課税資産の譲渡等につき対価の返還等をしたものとみなして、前三項の規定を適用する。

5 前項の規定は、合併により事業を承継した合併法人について準用する。

(課税売上割合が著しく変動した場合の調整対象固定資産に関する仕入れに係る売上税額の調整)

第三十七条 税額票発行事業者が調整対象固定資産の課税仕入れを行い、又は調整対象

る。

一 当該仕入れ等の課税期間において比例配分法による計算の対象とした当該調整対象固定資産で第三年度の課税期間の末日において有するもの（以下この号において「保有調整対象固定資産」という。）の課税仕入れに係る売上税額及び保有調整対象固定資産である課税貨物に係る売上税額の合計額（次号において「調整対象基準税額」という。）に当該仕入れ等の課税期間における課税売上割合を乗じて計算した売上税額。

二 調整対象基準税額に通算課税売上割合を乗じて計算した売上税額

2 前項に規定する比例配分法とは、第三十四条第一項第一号の課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れ及び課税貨物に係る課税仕入れ等の税額に加算するため課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れ及び課税貨物に係る課税仕入れ等の税額のうち課税資産の譲渡等を行うために要する課税仕入れ及び課税貨物に係る部分を同号の政令で定めるところにより計算する方法又は同項第二号に定める方法をいい、前項に規定する第三年度の課税期間とは、仕入れ等の課税期間の末日から二年を経過する日の属する課税期間をいい、同項に規定する通算課税売上割合と

は、仕入れ等の課税期間から第三年度の課税期間までの各課税期間において適用されるべき課税売上割合を政令で定める方法により通算した課税売上割合をいう。

3 第一項の規定により同項第一号に掲げる売上税額から同項第二号に掲げる売上税額を控除した売上税額を当該第三年度の課税期間の仕入れに係る売上税額から控除し、当該第三年度の課税期間の課税標準額を当該第三年度の課税標準額に加算する。

(調整対象固定資産を家事使用した場合の仕入れに係る売上税額の調整)

第三十八条 個人事業者である税額票発行事業者が、調整対象固定資産の課税仕入れを行ひ、又は調整対象固定資産に該当する課税貨物を保税地域から引き取つた場合には、当該金額を当該第三年度の課税期間の課税標準額に加算する。

応じ当該各号に定める売上税額を同条第一項の規定により計算した同日の属する課税期間における仕入れに係る売上税額から控除して除外しきれない金額がある場合には、当該金額を当該使用的日の属する課税期間の課税標準額に対する売上税額に加算する。

一 当該調整対象固定資産の課税仕入れを行ひ、又は当該調整対象固定資産に該当する課税貨物を保税地域から引き取つた日から同日以後一年を経過する日までの期間調整対象売上税額(仕入れ等の課税期間の第三十四条第一項の規定により計算した仕入れに係る売上税額のうち当該調整対象固定資産に係る部分の金額)をいう。以下この項において同じ。)

二 前号に掲げる期間の末日の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間調整対象売上税額の三分の二に相当する売上税額

2 第三十八条 個人事業者である税額票発行事業者が、調整対象固定資産に該当する課税貨物を保税地域から引き取り、かつ、当該課税仕入れ又は当該課税貨物に係る課税仕入れ等の税額をつき第三十四条第一項第一号に定める方法により同号に規定する課税資産の譲渡等のみ要するものとして仕入れに係る売上税額を計算した場合において、その者(その者の当該調整対象固定資産に係る事業を承継した相続人及び合併により当該事業を承継した合併法人を含む)が当該調整対象固定資産を当該課税仕入れ又は当該引取りの日から三年以内に課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係る業務の用に供したときは、当該業務の用に供した日が次の各号に掲げる期間のいずれに属するかに応じ当該各号に定める売上税額を同項の規定により計算した同日の属する課税期間における仕入れに係る売上税額から控除する。

3 第一項(前項において準用する場合を含む)の規定により第一項各号に定める売上税額を当該使用的日の属する課税期間にお

ける仕入れに係る売上税額から控除して除外しきれない金額がある場合には、当該金額を当該使用的日の属する課税期間の課税標準額に対する売上税額に加算する。

(調整対象固定資産を非課税業務用に転用した場合の仕入れに係る売上税額の調整)

第三十九条 税額票発行事業者が、調整対象固定資産の課税仕入れを行い、又は調整対象固定資産に該当する課税貨物を保税地域から引き取り、かつ、当該課税仕入れ又は当該課税貨物に係る課税仕入れ等の税額をつき第三十四条第一項第一号に定める方法により同号に規定する課税資産の譲渡等のみ要するものとして仕入れに係る売上税額を計算した場合において、その者(その者の当該調整対象固定資産に係る事業を承継した相続人及び合併により当該事業を承継した合併法人を含む)が当該調整対象固定資産を当該課税仕入れ又は当該引取りの日から三年以内に課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係る業務の用に供したときは、当該業務の用に供した日が次の各号に掲げる期間のいずれに属するかに応じ当該各号に定める売上税額を同項の規定により計算した同日の属する課税期間における仕入れに係る売上税額から控除する。

一 当該調整対象固定資産の課税仕入れ

を行い、又は当該調整対象固定資産に該当する課税課物を保税地域から引き取つた日から同日以後一年を経過する日まで調査対象売上税額（仕入れ等の課税期間の第三十四条第一項の規定により計算した仕入れに係る売上税額のうち当該調整対象固定資産に係る部分の金額をいう。以下この項において同じ。）

二、前号に掲げる期間の末日の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間調整対象売上税額の三分の二に相当する売上税額

三、前号に掲げる期間の末日の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間調整対象売上税額の三分の一に相当する売上税額

（非課税業務用調整対象固定資産を課税業務用に転用した場合の仕入れに係る売上税額の調整）

第四十条 税額票発行事業者が、調整対象固定資産の課税仕入れを行い、又は調整対象

固定資産に該当する課税貨物を保税地域から引き取り、かつ、当該課税仕入れ又は当該課税貨物に係る課税仕入れ等の税額（以下この条において「調整対象税額」という。）

下この条に規定する課税資産の譲渡等により同号に規定する課税資産の譲渡等）

につき第三十四条第一項第一号に定める方法により同号に規定する課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等にのみ要するものとして仕入れに係る売上税額がないこととした場合において、その者（その者の当該調整対象固定資産に係る事業を承継した相続人及び合併により当該事業を承継した合併法人を含む。）が当該調整対象固定資産を当該課税仕入れ又は当該引取りの日から三年以内に課税資産の譲渡等に係る業務の用に供したときは、当該業務の用に供した日が次の各号に掲げる期間のいずれに属するかに応じ当該各号に定める金額を同項の規定により計算した同日の属する課税期間における仕入れに係る売上税額に加算する。

一、当該調整対象固定資産の課税仕入れを行ひ、又は当該調整対象固定資産に該当する課税貨物を保税地域から引き取つた日から同日以後一年に経過する日までの期間調査対象税額の三分の二に相当する金額

二、前号に掲げる期間の末日の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間調査対象税額の三分の一に相当する金額

三、前号に掲げる期間の末日の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間調査対象税額の三分の一に相当する金額

日以後一年を経過する日までの期間調査対象税額の三分の一に相当する金額

（税額票番号の付与を受けた場合等の課税仕入税額又は課税引取税額の調整等）

第四十一条 第九条の規定により売上税を納める義務が免除される事業者が、第五十五条第二項の規定により税額票番号の付与を受けた場合において、当該税額票番号の付与を受けた日において売上税を納める義務を免除されていた期間内に譲渡を受けた資産を販売の目的で所有しているときは、当該資産のうち、税額票発行事業者から譲渡を受けたものであること又は保税地域から引き取つた課税貨物であることが明らかであるものについては、当該譲渡を受けた資産の税込価額を基礎として政令で定めるところにより算出した売上税額又は当該保税地域から引き取つた課税貨物に係る売上税額を、当額税額票番号の付与を受けた事業者の当該付与を受けた日の属する課税期間の仕入れに係る売上税額の計算の基礎となる課税仕入れ等の税額とみなす。

2 税額票発行事業者が第五十五条第四項から第六項までの規定により税額票番号の返納に関する届出書を納税地を所轄する税務署長に提出した場合において、当該提出した日の属する課税期間において行った課税仕入れに係る資産又は保税地域から引き取

つた課税貨物を当該課税期間の末日において販売の目的で所有しているときは、その所有する当該資産又は課税貨物に係る課税仕入れ等の税額は、第三十四条第一項の規定の適用については、当該課税期間の仕入れに係る売上税額の計算の基礎となる課税仕入れ等の税額に含まれないものとする。

(貸倒れに係る売上税額の控除等)

第四十二条 税額票発行事業者が課税資産の譲渡等を行った場合において、当該課税資産の譲渡等の相手方に対する売掛金その他の債権につき会社更生法(昭和二十七年法律第百七十二号)の規定による会社更生計画認可の決定により債権の切捨てがあつたことその他これに準ずるものとして政令で定める事実が生じたため、当該課税資産の譲渡等の対価に係る税込価額の全部又は一部の領収をすることができなくなつたときは、当該領収をすることができないことが明らかなに成った日の属する課税期間における課税資産の譲渡等に係る売上税額の合計額から、当該領収をすることができなくなつた課税資産の譲渡等の対価に係る税込価額であることにつき大蔵省令で定めることにより証明がされた金額を基礎として算出した売上税額の合計額(以下「貸倒れに係る売上税額」という。)を控除する。

前項の規定の適用を受けた者が同項の規

定の適用を受けた課税資産の譲渡等の対価に係る税込価額の全部又は一部の領収をしたときは、当該領収をした時に、課税資産の譲渡等を行つたものとみなす。この場合において、当該行つたものとみなされた課税資産の譲渡等に課されるべき売上税の課税標準はその者が当該領収をした金額から当該領収をした金額に含まれている売上税額に相当する金額を除いた金額とし、その税率は前項の規定により控除された売上税額の計算の基礎となつた税率とする。

3 相続により当該相続に係る被相続人の事業を承継した相続人がある場合において、当該被相続人により行われた課税資産の譲渡等について第一項の規定が適用される事実が生じたときは、その相続人が当該課税資産の譲渡等を行つたものとみなして、前二項の規定を適用する。

4 相続により当該相続に係る被相続人の事業を承継した相続人が当該被相続人について第一項の規定が適用された課税資産の譲渡等の対価に係る税込価格の全部又は一部を領収した場合には、その相続人が同項の規定の適用を受けたものとみなして、第二項の規定を適用する。

5 前二項の規定は、合併により当該合併に係る被合併法人から事業を承継した合併法人について準用する。

(輸出に係る売上税額の控除等の特例)

第四十三条 税額票発行事業者が第六条第三項の規定により売上税を課さないこととする資産の譲渡等(以下この条において「非課税資産の譲渡等」という。)のうち第七条第一項に規定する輸出取引(以下この条において「輸出取引」という。)に該当するものを行つた場合において、当該非課税資産の譲渡等が輸出取引に該当するものであることにつき、大蔵省令で定めるところにより証明がされたときは、当該非課税資産の譲渡等のうち当該証明がされたものは、課税資産の譲渡等に係る輸出取引に該当するものとみなす。

3 第七条第五項の規定は、前項の場合について準用する。

(小規模事業者の控除の特例)

第四十四条 その年の前年における課税売上高が一億円以下である税額票発行事業者が、その納稅地を所轄する税務署長の承認を受けた場合には、当該承認を受けた日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間においては、課税資産の譲渡等に係る売上税額から控除することができる仕入れに係る売上税額は、第三十四条、第三十五条及び第三十七条から第四十条までの規定にかかわらず、その者の課税資産の譲渡等に係る売上税額から対価の返還等に係る売上税額及び貸倒れに係る売上税額を控除した金額の百分の八十（卸売業を行う事業者として政令で定めるものにあっては、百分の九十）に相当する金額とができる。この場合において、当該金額は仕入れに係る売上税額とみなす。

2 前項の承認の申請があつた場合において、当該申請をした者のその年の前年における課税売上高が一億円以下であると認められない事実があるときは、税務署長は、その承認を与えないことができる。

3 税務署長は、第一項の承認を受けた者について前項に規定する事実が生じたと認めるとときは、その承認を取り消すことができる。

4 第一項の承認を受けた者は、その年の前

年における課税売上高が一億円を超えることとなつたときは、その他政令で定める事由に該当することとなつたときは、遅滞なく、届出書をその納稅地を所轄する税務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、その提出の日の属する課税期間の翌課税期間以後にその者が行う課税資産の譲渡等に係る売上税額から第三十四条第一項の規定により控除する仕入れに係る売上税額については、その承認は、効力を失うものとする。

5 前各項に定めるもののほか、第一項に規定する承認の申請手続その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（税額控除の計算の細目）
第四十五条 この章に定めるもののほか、税額控除の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

第五章 申告及び納付等 (第四十六条～第五十四条)

（課税資産の譲渡等についての課税標準及び税額の申告）

第四十六条 事業者（第九条の規定により売上税を納める義務が免除される者で税額票番号の付与を受けていないものを除く。）は、課税期間ごとに、政令で定めるところ

により、当該課税期間に属する最終月の翌月末日までに、その納稅地を所轄する税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、国内における課税資産の譲渡等がなく、かつ、第四号に掲げる売上税額がない課税期間及び第七条第一項、第八条第一項その他の法律の規定によりその行った国内における課税資産の譲渡等に係る売上税の全部が免除され、かつ、同号に掲げる売上税額がない課税期間については、この限りでない。

一 その課税期間中に行つた国内における課税資産の譲渡等（第七条第一項又は第八条第一項その他の法律の規定により当該課税資産の譲渡等に係る売上税を免除されるものを除く。）に係る課税標準である金額（以下この条において「課税標準額」という。）

二 課税標準額に対する売上税額

三 前章の規定により前号に掲げる売上税額から控除をされるべき次に掲げる売上税額の合計額

イ 仕入れに係る売上税額（第三十七条

第一項、第三十八条第一項若しくは第二項、第三十九条第一項又は第四十条の規定により控除し、又は加算すべき金額がある場合には当額金額を控除

し、又は加算した金額)

□ 対価の返還等に係る売上税額

ハ 貸倒れに係る売上税額

四 第二号に掲げる売上税額(第三十五条、

第三十七条第三項、第三十八条第三項又

は第三十九条第二項の規定によりその課

税期間の課税標準額に対する売上税額に

加算すべき金額がある場合には、当該金

額を加算した金額。次号において同じ)。

から前号に掲げる売上税額の合計額を控

除した金額に相当する売上税額

五 第二号に掲げる売上税額から第三号に

掲げる売上税額の合計額を控除してなお

不足額があるときは、当該不足額

六 その他参考となるべき事項

(納税申告書の提出期限の特例)

第四十七条 その年の前年における課税売上

高が一億円以下である税額票発行事業者

が、政令で定めるところにより、その納税

地を所轄する税務署長の承認を受けた場合

には、当該税額票発行事業者に係る前条に規定する申告書のうち次の表の上欄に掲げる課税期間分に係るものとの提出期限は、同条の規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる課税期間分の同条に規定する申告書の提出期限と同一の提出期限とする。

(上欄) 四月一日から

六月三十日まで

(下欄) 七月一日から 九月三十日まで

(上欄) 十月一日から 十二月三十一日まで

(下欄) 一月一日から 三月三十一日まで

2 前項の承認の申請があつた場合において、当該申請をした者につき次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、税務

署長は、その承認を与えないことができる。

一 当該承認の申請をした者のその年の前年における課税売上高が一億円以下であると認められないこと。

二 次項の規定による取消しの通知を受けた日又は第四項の届出書の提出があつた日以後一年以内に当該承認の申請をしたものであること。

三 当該承認の申請をした者につき現に国税の滞納があり、かつ、その滞納税額の徴収が著しく困難であることその他売上税の保全上不適当と認められる事情があること。

4 第一項の承認を受けた者は、

ついて前項第一号又は第三号に該当する事実が生じたと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

(引取りに係る課税貨物についての課税標準及び税額の申告等)

第四十九条 関税法第六条の二第一項第一号

(税額の確定の方式)に規定する申告納税方式が適用される課税貨物を保税地域から引き取ろうとする者は、他の法律の規定により当該引取りに係る売上税を免除されるべき場合を除き、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、その後の前条に規定する申告書については、その承認は、効力を失うものとする。

(還付を受けるための申告)

第四十八条 税額票発行事業者は、その課税期間分の売上税につき第四十六条第三号に掲げる金額がある場合には、同条ただし書きの規定により申告書を提出すべき義務がない場合においても、第五十三条第二項の規定による還付を受けるため、政令で定めるところにより、その納税地を所轄する税務署長に対し、第四十六条各号に掲げる事項を記載した申告書を提出することができる。

一 当該保税地域から引き取ろうとする課

税貨物の品名並びに品名ごとの数量及び

課税標準額（次号において「課

税標準額」という。）

二 課税標準額に対する売上税額

三 その他参考となるべき事項

2 関税法第六条の二第一項第二号に規定する賦課課税方式が適用される課税貨物を保

税地域から引き取る者は、他の法律の規定により当該引取りに係る売上税を免除されるべき場合を除き、その引き取る

課税貨物に係る前項第一号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

（課税資産の譲渡等についての売上税の期限内申告による納付）

第五十条 第四十六条の規定による申告書を提出した者は、当該申告書の提出期限内に、

当該申告書に記載した同条第四号に掲げる売上税額に相当する売上税を国に納付しなければならない。

（引取りに係る課税貨物についての売上税の納付等）

第五十一条 第四十九条第一項の規定による申告書を提出した者は、当該申告に係る課

税貨物を保税地域から引き取るまでに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる売

上税額に相当する売上税を国に納付しなければならない。

2 保税地域から引き取られる第四十九条第二項に規定する課税貨物に係る売上税は、その保税地域の所在地を所轄する税関長が当該引取りの際徴収する。

（引取りに係る課税貨物についての納期限の延長）

第五十二条 課税貨物を保税地域から引き取る者と、第四十九条第一項の規定による申告書を提出した場合において、納

期限の延長についての申請書を同項の税関長に提出し、かつ、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる売上税額の全部又は一部に相当する額の担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、二月以内、当該担保の額に相当する売上税の納期限を延長することができる。

2 関税法第六条の二第一項第一号（税額の確定の方式）に規定する申告納税方式が適用される課税貨物を保税地域から引き取る者が、その月（以下この項において「特定月」という。）において課税貨物を保税地域から引き取るときに課せられるべき売上税の納期限に關し、政令で定めるところにより特定月の前月末日までにその延長を受けた旨の申請書を当該保税地域の所在地を所轄する税関長に提出し、かつ、

特定月において引き取ろうとする課税貨物に係る売上税額の合計額に相当する額の担保を、政令で定めるところにより、当該税関長に提供したときは、当該税関長は、特定月においてその者が引き取る課税貨物に係る売上税については、前条第一項の規定にかかわらず、当該売上税額の特定月における累計額が当該提供された担保の額を超えない範囲内において、その納期限を特定月の翌々月までに限り延長することができることとする。

（申告による還付）

第五十三条 第四十六条の規定による申告書の提出があつた場合には、当該申告書に同条第五号に掲げる不足額の記載があるときは、税務署長は、当該申告書を提出した事業者に対し、当該不足額に相当する売上税を還付する。

2 第四十八条の規定による申告書の提出があつた場合には、税務署長は、当該申告書を提出した事業者に対し、当該申告書に記載された第四十六条第五号に掲げる当該不足額に相当する売上税を還付する。（還付加算金の計算期間）

第五十四条 税務署長は、前条の規定による還付金につき国税通則法の規定による還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる期間は、当該還付に係る申告書が

次の各号に掲げる申告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に掲げる期限又は日の翌日から起算するものとする。

一 第四十六条の規定による申告書（当該申告書の提出期限内に提出されたものに限る。）

当該申告書の提出期限

二 第四十六条の規定による申告書（当該申告書の提出期限内に提出されたものを除く。）及び第四十八条の規定による申告書、当該申告書の提出があつた日の属する月の末日

第六章 雜則

（第五十五条—第六十一条）

（税額票番号の付与等）

第五十五条 事業者は、政令で定めるところにより、課税売上高が一億円を超えることとなつた年の翌年三月三十一日（第十条から第十二条までの規定によりその行う課税資産の譲渡等につき第九条の規定は適用しないこととされた事業者については、当該適用しないこととされた課税資産の譲渡等を最初に行つた日の属する課税期間分の第四十六条の規定による申告書の提出期限）

までに事業者である旨を納税地を所轄する税務署長に届け出て税額票番号の付与を受けなければならない。ただし、当該税務署

長から既に税額票番号の付与を受けている事業者については、この限りでない。

2 税務署長は、その所轄地域を納税地とする事業者（第九条の規定により売上税を納める義務が免除される者に限る。）からの申請に基づき、税額票番号を付与する。

3 税務署長は、前項の規定による税額票番号の付与を受けようとする者が事業者でないことが明らかである場合には、当該税額票番号の付与をしないことができる。

4 税額票番号の付与を受けている者が、事業を廃止した場合には、直ちに政令で定めるとところにより、税額票番号の返納に関する届出書を第一項又は第二項の税務署長に提出しなければならない。

5 税額票番号の付与を受けている者が死亡し、又は合併により消滅した場合には、相続人又は合併法人は、速やかに政令で定めるところにより、税額票番号の返納に関する届出書を第一項又は第二項の税務署長に提出しなければならない。

6 税額票番号の付与を受けている者は、その年の前年における課税売上高が一億円以下である場合には、当該税額票番号の返納に関する届出書を第一項又は第二項の税務署長に提出することができる。この場合において、同項の規定により税額票番号の付与を

受けた日以後二年以内においては、第四項の規定に該当する場合を除き、当該税額票番号の返納に関する届出書を第二項の税務署長に提出することができない。

7 税額票番号の付与を受けている者が、税額票番号の返納に関する届出書を第一項又は第二項の税務署長に提出した場合（第四項の規定に該当する場合を除く。）には、その後の提出した日の属する課税期間の翌課税期間においては、税額票発行事業者でないものとする。

8 税額票番号の付与を受けている者については、第九条の規定を適用しない。

9 税額票番号の付与申請手続その他の税額票番号に関する必要な事項は、政令で定める。（帳簿の備付け等）

第五十六条 事業者（第九条の規定により売上税を納める義務が免除される者で税額票番号の付与を受けていないものを除く。）は、政令で定めるところにより、帳簿を備え付けてこれにその行つた課税資産の譲渡等及び課税仕入れ並びに課税貨物の保税地域からの引取りに関する事項を記録し、かつ、当該帳簿を保存しなければならない。（国又は地方公共団体に対する運用の細目）

第五十七条 国又は地方公共団体が特別会計を設けて行う事業に係る資産の譲渡等につ

いては、特別会計ごとに一の法人が行う資産の譲渡等とみなして、この法律を適用する。この場合において、納税地に関する事項、税額票番号の付与の方法その他この法律の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(申告義務等の承継)

第五十八条 相続があつた場合には相続人は被相続人の次に掲げる義務を、法人が合併した場合には合併法人は被合併法人の次に掲げる義務を、それぞれ承継する。

- 一 第四十六条の規定による申告の義務
- 二 第五十六条の規定による記帳及び帳簿保存の義務

(当該職員の質問検査権)

第五十九条 国税庁の当該職員又は事業者の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、売上税に関する調査について

- 必要があるときは、次に掲げる者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類その他
- の物件を検査することができる。

一 納税義務がある者、納税義務があると認められる者又は第四十八条の規定によ

る申告書を提出した者

二 前号に掲げる者に金銭の支払若しくは

資産の譲渡等をする義務があると認められる者又は同号に掲げる者から金銭の支払若しくは資産の譲渡等を受ける権利が

- あると認められる者
- 2 前項の規定は、国税庁の当該職員及び納稅地の所轄税務署又は所轄国税局の当該職員以外の当該職員のその所属する税務署又は国税局の所轄区域内に住所、居所、本店、支店、事務所、事業所、その他これらに準ずるものをして前項第一号に掲げる者にに関する質問又は検査について準用する。
- 3 税関の当該職員は、売上税に関する調査について必要があるときは、課税貨物を保税地域から引き取る者若しくはその者に対し金銭の支払若しくは資産の譲渡等をする義務があると認められる者若しくは当該課税貨物を保税地域から引き取る者から金銭の支払若しくは資産の譲渡等を受ける権利があると認められる者に質問し、又は当該課税貨物若しくはその帳簿書類その他の物件を検査することができる。

4 国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員は、第一項（第二項において準用する場合を含む。）又は前項の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第七章 罰則
(第六十二条—第六十七条)

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 偽りその他不正の行為により売上税を免れた者
- 二 偽りその他不正の行為により第五十三条第一項又は第二項の規定による還付を受けた者

第六十条 国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員は、売上税に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

(期限等に関する特例)

第六十一条 法人の事業年度の末日が月の末日でないことその他これに準ずる特別の事情があることにより第四十六条に規定する申告書の提出期限その他この法律に規定する期限又は期間により難い場合において、事業者が政令で定めるところによりその納稅地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、当該事業者についてはこの法律に規定する期限又は期間は、当該承認に係る期限又は期間とする。

2 前項の犯罰に係る課税資産の譲渡等若し

くは保税地域から引き取られる課税貨物に

対する売上税に相当する金額又は還付金に

相当する金額が百万円を超える場合には、

情状により、同項の罰金は、百万円を超え

当該売上税に相当する金額又は還付金に相

当する金額以下とすることができる。

第六十三条 正當な理由がなくて第四十六条

又は第四十九条第一項の規定による申告書

をその提出期限までに提出しなかつた者は

は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰

金に処する。ただし、情状により、その刑

を免除することができる。

第六十四条 次の各号のいずれかに該当する

者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第四項本文の規定に違反して同

項ただし書の承認を受けないで同項の物

品の譲渡又は譲受け（これらの委託を受

け、若しくは媒介のため当該物品を所持

し、又は譲渡のためその委託を受けた者

若しくは媒介をする者に所持させること

を含む）をした者

二 第二十八条第二項又は第三十一条第二

項の規定に違反して税額票又は対価の返

還等に係る税額票の交付をしなかつた者

三 第二十八条第四項、第二十九条第三項、

第三十一条第四項又は第三十二条第三項

の規定に違反して税額票、簡易税額票、

対価の返還等に係る税額票又は対価の返

還等に係る簡易税額票の写しを保存しな

かつた者

四 第三十三条第一項の規定に違反して税

額票類似書類又は同項各号に掲げる書類

を他人に交付した者

五 第四十九条第二項の規定による申告書

の提出を怠り、又は偽りの申告書を提出

した者

六 第五十五条第一項の規定に違反して届

け出なかつた者

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する

者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第五十五条第四項又は第五項の規定に

違反して税額票番号の返納に関する届出

書を提出しなかつた者

二 第五十九条第一項（同条第二項におい

て準用する場合を含む）若しくは同条第

三項の規定による当該職員の質問に対し

て答弁せず若しくは偽りの答弁をし、又

はこれららの規定による検査を拒み、妨げ、

若しくは忌避した者

三 前号の検査に關し偽りの記載をした帳

簿書類を提示した者

第六十六条 売上税の調査に關する事務に從

事している者又は従事した者が、その事務

に關して知ることのできた秘密を漏らし又

は盜用したときは、これを二年以下の懲役

又は三十万円以下の罰金に処する。

第六十七条 法人の代表者又は法人若しくは

人の代理人、使用人その他の従業者が、そ

の法人又は人の業務又は財産に關して第六

十二条から第六十五条までの違反行為をし

たときは、その行為者を罰するほか、その

法人又は人に對して当該各条の罰金刑を科

する。

2 前項の規定により第六十二条第一項の違

反行為につき法人又は人に罰金刑を科する

場合における時効の期間は、同項の罪につ

いての時効の期間による。

3 人格のない社団等について第一項の規定

の適用がある場合には、その代表者又は管

理人がその訴訟行為につきその人格のない

社団等を代表するほか、法人を被告人又は

被疑者とする場合の刑事訴訟に關する法律

の規定を準用する。

附 則

この法律は、別に法律で定める日から施行

する。



別表第一

(第六条関係)

一 次の表に掲げる法人

名 称
奄美群島振興開発基金
沖繩振興開発金融公庫
海外経済協力基金
簡易保険郵便年金福祉事業団
環境衛生金融公庫
金属鉱業事業団
空港周辺整備機構
軽自動車検査協会
公営企業金融公庫
公害防止事業団
港務局
小型船舶検査機構
国際観光振興会
国際協力事業団
国民金融公庫
国民生活センター
国立教育会館
国立劇場
雇用促進事業団
自動車安全運転センター
社会福祉・医療事業団
社会保険診療報酬支払基金

住宅金融公庫	日本鉄道建設公團
住宅・都市整備公團	日本道路公團
首都高速道路公團	日本万国博覽会記念協会
新技術開発事業団	日本貿易振興会
心身障害者福祉協会	日本放送協会
新東京国際空港公團	日本輸出入銀行
森林開発公團	日本労働協会
水害予防組合連合	年金福祉事業団
石油公團	農用地開発公團
船舶整備公團	放送大学学園
地域振興整備公團	北海道東北開発公庫
地方住宅供給公社	本州四国連絡橋公團
地方道路公社	水資源開発公團
中小企業金融公庫	労働福祉事業団
中小企業信用保険公庫	
土地開発公社	
土地改良区	
土地改良区連合	
土地区画整理組合	
日本育英会	
日本開発銀行	
日本下水道事業団	
日本国有鉄道清算事業団	
日本私学振興財団	
日本体育・学校健康センター	
日本中央競馬会	

二 外国若しくは外国の地方公共団体又は外
國に本店若しくは主たる事務所を有する法
人で前号の表に掲げる法人のうちいづれか
のものに準ずるものとして政令で定めると
ころにより大蔵大臣が指定したもの。



別表第二

(第三条、第六条関係)

一 次の表に掲げる法人

名 称
アジア経済研究所
医薬品副作用被害救済基金
宇宙開発事業団
海上災害防止センター
海洋科学技術センター
海洋水産資源開発センター
学校法人（私立学校法第六十四条第四項 （専修学校及び各種学校）の規定により設 立された法人を含む。）
環境衛生同業組合（組合員に出資させな いものに限る。）
環境衛生同業組合連合会（会員に出資を させないものに限る。）
危険物保全技術協会
行政書士会
漁業共済組合
漁業共済組合連合会
漁業信用基金協会
漁業生産調整組合
漁船保険組合
漁船保険中央会
労働者財産形成基金

健康保険組合

健康保険組合連合会

高圧ガス保安協会

広域臨海環境整備センター

公害健康被害補償協会

航空貨物通関情報処理センター

厚生年金基金

小型自動車競走会

国家公務員等共済組合

国家公務員等共済組合連合会

国家公務員の団体（法人であるものに限
る。）

国際交流基金

国民健康保険組合

国民健康保険団体連合会

国民年金基金

財團法人（民法第三十四条（公益法人の
設立）の規定により設立されたものに限
る。）

環境衛生同業組合連合会（会員に出資を
させないものに限る。）

産業基盤信用基金

蚕糸砂糖類価格安定事業団

市街地再開発組合

自転車競技会

自動車事故対策センター

司法書士会

社会福祉法人

社会保険労務士会

社会保障研究所

社団法人（民法第三十四条の規定により
設立されたものに限る。）

宗教法人

住宅街区整備組合

酒造組合

酒造組合中央会

酒販組合連合会

酒販組合

酒販組合中央会

商工会議所

商工会連合会

商工組合（組合員に出資をさせないもの
に限る。）

商工組合連合会（会員に出資をさせない
ものに限る。）

消防団員等公務災害補償等共済基金
職員団体等（法人であるものに限る。）

職業訓練法人

私立学校教職員共済組合

新エネルギー総合開発機構

新幹線鉄道保有機構

真珠母貝養殖調整組合

真珠母貝養殖調整組合連合会

真珠養殖調整組合

真珠養殖調整組合連合会

身体障害者雇用促進協会
信用保証協会
製品安全協会
税理士会
石炭鉱業年金基金
織維工業構造改善事業協会
船員災害防止協会
全国市町村職員共済組合連合会
全国社会保険労務士会連合会
全国農業会議所
総合研究開発機構
損害保険料率算出団体
畜産振興事業団
地方議会議員共済会
地方競馬全国協会
地方公務員共済組合
地方公務員共済組合連合会
地方公務員災害補償基金
地方公務員の団体（法人であるものに限る。）
中央漁業信用基金
中央職業能力開発協会
中央労働災害防止協会
農業共同組合中央会
農業協同組合連合会（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条（公的医療機関の定義）に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定める要件を満たすものと
通信・放送衛星機構
動力炉・核燃料開発事業団

特定業種退職金共済組合
特定船舶製造業安定事業協会
土地改良事業団体連合会
都道府県農業会議
日本学術振興会
都道府県職業能力開発協会
都道府県勤労者住宅協会
日本行政書士会連合会
日本勤労者住宅協会
日本公認会計士協会
日本小型自動車振興会
日本自動車振興会
日本司法書士会連合会
日本商工会議所
日本消防検定協会
日本税理士会連合会
日本赤十字社
日本電気計器検定所
日本土地家屋調査士会連合会
日本弁護士連合会
輸出入組合（組合員に出資をさせないものに限る。）
輸出入組合（組合員に出資をさせないものに限る。）
郵便貯金振興会
野菜供給安定基金
弁護士会
弁理士会
北方領土問題対策協会
輸出組合（組合員に出資をさせないものに限る。）
輸入組合（組合員に出資をさせないものに限る。）
預金保険機構
林業信用基金
労働組合（法人であるものに限る。）
労働災害防止協会

して大蔵大臣が指定をしたものに限る。)
農業者年金基金
農業信用保険協会
農水産業協同組合貯金保険機構
農林漁業団体職員共済組合
負債整理組合
弁護士会
弁理士会
野菜供給安定基金
郵便貯金振興会
輸出組合（組合員に出資をさせないものに限る。）
輸入組合（組合員に出資をさせないものに限る。）
輸出組合（組合員に出資をさせないものに限る。）
輸入組合（組合員に出資をさせないものに限る。）
預金保険機構
林業信用基金
労働組合（法人であるものに限る。）
労働災害防止協会

二　外国に本店又は主たる事務所を有する

法人で、前号の表に掲げる法人のうちい
ずれかのものに準ずるものとして政令で
定めるところにより大蔵大臣が指定した
もの

（お断り・誌面の制約上別表第一、別表
第二の根拠法は省略しました）

別表第三

(第六条関係)

一 飲食料品（人の飲用又は食用に通常供するもの（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項（酒類の定義及び種類）に規定する酒類を除く。）をいい、その原料、材料その他その生産の用に供される動物その他の生物及び食品添加物を含む。）及び飲食料品に係る繁殖の用に供される種子その他これに類するもので政令で定めるもの（第四号及び別表第四において「飲食料品等」という。）の譲渡

二 飼料（水産動物の採捕の用に供するえさを含み、愛がん動物の用に供することを目的として製造されたものを除く。別表第四において「飼料」という。）の譲渡

三 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二条第二項（定義）に規定する卸売市場における同条第一項に規定する生鮮食料品等（同項に規定するその他の農畜水産物のうち、政令で定めるものを除く。）の卸売のための販売の委託の引受け及び家畜取引法（昭和三十一年法律第二百二十三号）第二条第三項（定義）に規定する家畜市場（同法第二十七条（臨時市場）に規定する市場を含む。）における同法第二条第二項に規定する家畜取引に係る同法第三条（登録）による建設工事の請負

規定する登録を受けた者（同法第二十七条の規定による届出をした者を含む。）の行う

役務の提供

四 飲食料品等に係る販売の委託の引受けで農業協同組合その他政令で定める者が行うもの

五 政府が買入れる米穀又は麦について農業協同組合その他政令で定める者が政府から直接又は間接に委託を受けて行う集荷の業務に係る当該委託の引受け

六 と畜場の設置者若しくは管理者又は、畜業者がと畜場法（昭和二十八年法律第二百四十四号）第八条第一項（と畜場使用料及び、殺解体料）に規定すると畜場使用料又は、殺解体料を対価として行う資産の貸付け又は役務の提供

七 漁船法（昭和二十五年法律第二百七十八号）第二条第一項（定義）の漁船のうち同項第一号に規定する船舶（別表第四において「漁船」という。）の譲渡及び建造に係る請負

十四 薬事法第二条第四項に規定する医療用具のうち、健康保険法第四十三条ノ九第二項（医療に要する費用の額）の規定による厚生大臣の定めを勘案して政令で定めるもの（別表第四において「特定医療用具」という。）の譲渡

十五 次に掲げる療養、医療若しくは施設療養又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等（イからハまで及びヘからヌまでに掲げる療養若しくは医療又はこれらに類するもののうち特別の病室の提供その他の大臣の定めるものにあつては、大蔵大臣の定める金額に相当する部分に限る。）

イ 健康保険法、国民健康保険法、船員保

十二 土地及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号（用語の定義）に規定する建築物（鉄道及び軌道の線路敷

地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上駅、貯蔵槽その他これらに類する施設並びにこれらの同条第三号に規定する建築設備を含む。）（これらに存する権利を含む。）の貸付け（一時的に使用させる場合その他の政令で定める場合を除く。）

十三 薬事法（昭和三十五年法律第二百四十五号）第二条第一項（定義）に規定する医薬品（別表第四において「医薬品」という。）の譲渡

險法(昭和十四年法律第七十三号)、國家公務員等共済組合法(防衛廳職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)第二十二条第一項(療養等)においてその例によるものとされる場合を含む)、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済組合法の規定に基づく療養の給付及び特定療養費、療養費、家族療養費又は特別療養費の支給に係る療養

口 老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定に基づく医療及び特定療養費又は医療費の支給に係る療養並びに同法の規定に基づく老人医療受給対象者に係る施設療養

ハ 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)の規定に基づく医療の給付及び医療費又は一般疾病医療費の支給に係る医療

二 精神衛生法(昭和二十五年法律第一百一十三号)の規定に基づく医療

ホ 生活保護法(昭和二十五年法律第一百四号)の規定に基づく医療扶助のための医療の給付及び医療扶助のための金銭給付に係る医療

ヘ 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の規定に基づく更生医療の給付及び更生医療に要する費用の支給に係る医療

ト 公害健康被害補償法の規定に基づく療養の給付及び療養費の支給に係る療養
チ 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定に基づく療養の給付及び療養の費用の支給に係る療養並びに同法の規定による労働福祉事業として行われる医療の措置及び医療に要する費用の支給に係る医療
リ 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)の規定により損害賠償額の支払を受けるべき被害者に対する当該支払に係る療養
ヌ イからり今までに掲げる療養、医療又は施設療養に類するものとして政令で定めるもの

十六 助産としての資産の譲渡等(前号の規定に該当するものを除く)

十七 第二号に掲げる資産の譲渡等を行う者から行われる当該資産の譲渡等に係る委託の引受け

二十一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十三条の四第一項若しくは第三項(肢体不自由児施設への短期間入所等)、身体障害者福祉法第二十一条の二の二、第二十一条の二の三(身体障害者厚生援護施設への短期間入所等)若しくは第二十二条号に掲げる資産の譲渡等を行う者から行われる当該資産の譲渡等に係る委託の引受け

二十二 身体障害者用に特に製作された物品十九 老人保健法、健康保険法、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、学校保健法(昭和三十三年法律第五十六号)又は婦人補導院法(昭和三十三年法律第十七号)の規定に基づく健康診査又は健康診断その他これらに類するものとして政令で定めるものであつて医師その他の政令で定める者が行う資産の譲渡等二十 社会福祉事業法第二条(定義)に規定する第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業として行われる資産の譲渡等二十一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十三条の四第一項若しくは第三項(肢体不自由児施設への短期間入所等)、身体障害者福祉法第二十一条の二の二、第二十一条の二の三(身体障害者厚生援護施設への短期間入所等)若しくは第二十二条号に掲げる資産の譲渡等を行う者から行われる当該資産の譲渡等に係る委託の引受け二十二 身体障害者用に特に製作された物品十九 老人保健法、健康保険法、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、学校保健法(昭和三十三年法律第五十六号)又は婦人補導院法(昭和三十三年法律第十七号)の規定に基づく健康診査又は健康診断その他これらに類するものとして政令で定めるものであつて医師その他の政令で定める者が行う資産の譲渡等

で特殊な性状、構造又は機能を有するものとして政令で定めるもの（別表第四において「身体障害者用物品」という。）の譲渡及び修理

二二三 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号（定義）に規定する電気通信事業者が、身体障害者福祉法

第四条（身体障害者）に規定する身体障害者その他の政令で定める者に対して行う電気通信事業法第四十九条第一項（端末設備の接続の技術基準）に規定する端末設備（特殊な性状、構造又は機能を有するものとして政令で定めるものに限る。）に係る電気通信業務の提供

二十四 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第二項（定義）に規定する第一種鉄道事業の免許を受けた者（以下この号において「第一種鉄道事業者」とい

う。）、同条第三項に規定する第二種鉄道事業の免許を受けた者（以下この号において「第二種鉄道事業者」という。）又は軌道法（大正十年法律第七十六号）の適用を受ける軌道事業を經營する者が第一種鉄道事業、

第二種鉄道事業又は軌道事業として行う旅客の運送（特別車両料金に係るものと除く。）、第一種鉄道事業者又は同条第四項に規定する第三種鉄道事業の免許を受けた者（以下この号において「第三種鉄道事業者」

という。）が行う第二種鉄道事業者に対する鉄道路線（旅客の運送の用に供するものに限る。以下この号において同じ。）の貸付け及び第三種鉄道事業者が行う第一種鉄道事業者に対する鉄道線路の譲渡

二十五 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第二項第一号（種類）に規定する一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者が一般乗合旅客自動車運送事業として行う旅客の運送、同項第二号に規定する一般貸切旅客自動車運送事業を經營する者が同法第二十四条の二第一項（禁止行為）に規定する場合に行う乗合旅客の運送及び同法第九十九条第一項（使用等の届出）に規定する自家用自動車を使用する者が同法第一百一条第一項ただし書（有償運送の禁止及び賃貸の制限）に規定する場合に行う有償の乗合旅客の運送

二十六 道路運送法第三条第二項第三号に規定する一般乗用旅客自動車運送事業を經營する者が一般自動車を使用して行う同条第八項に規定する一般自動車の自動車の交通のための供用

二十七 道路運送法第三条第二項第四号に規定する一般路線貨物自動車運送事業を經營する者が行う第二種鉄道事業者に対する貨物の運送のうち、宅配便運賃（貨物一個ごとの運送について、重量区分及び地帯区分に応じて定められた運賃をいう。）として同法第八条第一項の運輸大臣の認可を受けたものが適用される貨物に係るもの（除く。）

二十八 道路運送法第二条第一項（定義）に規定する道路運送事業を經營する者が道路運送事業として貨物積載室を冷却するための装置又は低温に保持するための構造をする自動車を使用して行う貨物の運送

二十九 道路運送法第二条第三項に規定する自動車道事業を經營する者が自動車道事業として行う同条第八項に規定する一般自動車の自動車の交通のための供用

三十 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七条）第二条第四項（定義）に規定する旅客定期航路事業を営む者が旅客定期航路事業として行う運送（特別船室料金に係るもの）を除く。）

三十一 航空法第二条第十六項（定義）に規定する航空運送事業を經營する者が航空運送事業として行う離島航空路線（同法第二条第十七項に規定する定期航空運送事業に係る路線（これに準ずるものと含む。）のうち、離島（その地域の全部又は一部が離島振興法（昭和二十八年法律第七十二条）第

二条第一項（指定）の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島その他これに準ずるものとして政令で定めるものをいう。）の地域内の地点と当該離島の地域外の地点との間を結ぶもので政令で定めるものをいう。）における旅客の運送三十二 簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百三十三号）第七条（簡易郵便局の設置及び受託者の呼称）に規定する簡易郵便局又は郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）第三条（郵便切手類販売所等）に規定する郵便切手類販売所若しくは印紙売りさばき所（同法第五条第一項ただし書（切手類等の販売）の規定による承認を受けた場合には、当該承認に係る場所）における同法第一条（定義）に規定する郵便切手類及び印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第二百四十二号）第三条第一項各号（印紙の売渡し場所）に掲げる所における同項各号に掲げる印紙（別表第四において「郵便切手類等」という。）の譲渡

三十三 物品切手（商品券その他名称のいかんを問わず、物品の給付請求権を表彰する証書をいう。）その他これに類するものとして政令で定めるもの（別表第四において「物品切手等」という。）の譲渡

三十四条 学校教育法（昭和二十二年法律第三十一条

二十六号）第一条（学校の範囲）に規定する学校を設置する者が当該学校における教育として役務の提供

三十五 学校教育法第八十二条の二（専修学校）に規定する専修学校を設置する者が当該専修学校の同法第八十二条の三第一項（課程）に規定する高等課程、専門課程又は一般課程における教育として行う役務の提供

三十六 学校教育法第八十三条第一項（各種学校）に規定する各種学校を設置する者が当該各種学校における教育（修業期間が一年以上であることその他の政令で定める要件に該当するものに限る。）として行う役務の提供

三十七 学校教育法第二十一条第一項（小学校の教科用図書）（同法第四十条（中学校）、第五十一条（高等学校）及び第七十六条（特殊教育）において準用する場合を含む。）及び第一百七条（教科用図書の経過措置）に規定する教科用図書（以下この号及び別表第四において「教科用図書」という。）の譲渡並びにこれらの教科用図書の供給に関する事業を営む者として政令で定めるものの行う当該供給に係る役務の提供

三十八 一般日刊新聞（専ら政治、経済、社会、文化等に関する一般的社会的事実（以下この号において「事時」という。）を総合して報道する日刊新聞をいう。以下この号

及び別表第四において同じ。）の譲渡並びに時事を一般日刊新聞の発行者及びにその他の者に伝達することを業とする者で政令で定めるものが行う当該業務としての資産の譲渡等のうち政令で定めるもの

三十九 放送法第五十一条（放送番組の編集等）に規定する一般放送事業者（以下この号において「一般放送事業者」という。）が行う同法第二条第一号（定義）に規定する放送（同法第五十一条の三（広告放送の告知）に規定する広告放送に係るもの）を除く。）及び同法第二条第四号に規定する放送番組の他の一般放送事業者その他の政令で定める者への供給としての資産の譲渡等

四十 有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第二百二十四号）第三条第一項（施設の許可）の規定により郵政大臣の許可を受けた有線テレビジョン放送施設により有線テレビジョン放送の業務を行う者であつて政令で定めるものが行う当該有線テレビジョン放送（廣告に係る部分を除く。）の役務の提供

四十一 国が企画して行う催物で政令で定められたものに係る役務の提供で入場料を対価とするもの

四十二 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）の規定により助成の措置を講ぜられた文化財のみの公開に係る役務の提

供で入場料を対価とするもの。

四十三 学生、生徒、児童その他催物（映画、演劇、芸術、音楽、スポーツ、見せ物、競馬、競輪その他政令で定めるこれらに類するもので、多数人に見せ、又は聞かせるものをいう。）に参加することを業としない者により行われるスポーツの催しに係る役務の提供で入場料を対価とするもの

四十四 古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第一条第一項（定義）に規定する古物のうち政令で定めるもの（以下この号及び別表第四において「特定古物」という。）の同条第二項に規定する古物商が行う譲渡、質屋営業法（昭和二十五年法律第一百五十八号）第一条第二項（定義）に規定する質屋が同法第十九条第二項（流質物の取得及び処分）の規定により行う流質物の売却としての譲渡のうち特定古物に係るもの及び道路運送車両法第二条第二項（定義）に規定する自動車のうち初めて同法第六十条第一項（新規検査）の規定により自動車検査証の交付を受けた日（同項の規定の適用を受けない自動車にあっては、政令で定める日）から一年を経過したもの（別表第四において「特定自動車」という。の譲渡並びに再生して使用される紙くず、繊維くずその他の政令で定めるもの（別表第四において「再生使用物品」という。）の譲渡

四十五 利子を対価とする貸付金その他の政令で定める資産の貸付け、信用の保証としての役務の提供、第十四条第一項に規定する有

価証券及び外国為替及び外國貿易管理法第六条第一項第七号（定義）に規定する支払手段（収集品その他の政令で定めるものを除く。）その他これらに類するものとして政令で定めるもの（別表第四において「有価財産を公社債に対する投資として運用することを目的とするもので、株式又は出資に対する投資として運用しないものをいう。）

に係る信託報酬を対価とする役務の提供及

び保険料を対価とする役務の提供その他こ

れらに類するものとして政令で定めるもの

四十六 厚生年金保険法第百三十条第四項

（基金の業務及びこれに関する信託又は保

険の契約の締結）又は第百五十九条第四項

（連合会の業務及びこれに関する信託又は

保険の契約の締結）に規定する年金給付又

は一時金たる給付に関して締結される信託

の契約の引受け及び同法第百三十条第六項

又は第百五十九条第六項に規定する業務の

委託の引受けに係る役務の提供その他これ

らに類するものとして政令で定めるもの

四十七 外国為替及び外國貿易管理法第十一条

第一項（外国為替業務の認可等）に規定す

る外国為替業務（以下この号において「外

国為替業務」という）。及び同法第十四条第

一項（両替商）に規定する両替業務として

の役務の提供その他外國為替業務に関連し

て行われる役務の提供で政令で定めるもの

四十八 有価証券取引税法（昭和二十八年法律第百二号）第二条（定義）に規定する有

価証券及び外國為替及び外國貿易管理法第六条第一項第七号（定義）に規定する支払手段（収集品その他の政令で定めるものを除く。）その他これらに類するものとして政令で定めるもの（別表第四において「有価財産を公社債に対する投資として運用することを目的とするもので、株式又は出資に対する投資として運用しないものをいう。）

に係る信託報酬を対価とする役務の提供及

び保険料を対価とする役務の提供その他こ

れらに類するものとして政令で定めるもの

四十九 関税定率別表第二七・〇九号に掲

げる石油及び歴青油、同表第二七・一〇号

に掲げる石油及び歴青油並びに石油又は歴

青油の調製品及び同表第二七・一一号に掲

げる石油ガスその他のガス状炭化水素（ガ

ス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）

第二条第二項（定義）に規定する一般ガス

事業者が同条第一項に規定する一般ガス事

業として供給するガス及び同法第二十二条

第一項（供給契約）又は第二十三条第一項

（特定供給）の認可又は認可を受けて供給す

るガスを除く。）並びに揮発油税法（昭和三

十二年法律第五十五号）第二条第一項（定

義）に規定する揮発油及び同法第六条（揮

發油等とみなす場合）の規定により揮発油

とみなされる物（これらのうち関税定率法

別表第二十七・一〇号に掲げる石油及び歴

青油並びに石油又は歴青油の調製品に該當

するものを除く。）別表第四において「原

油等」という。）の譲渡

五十 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）第七十五条第一項第一号から第六号まで（娯楽施設利用税の納稅義務者等）に規定する施設及びこれらの施設以外の娯楽施設で政令で定めるものの利用に係る資産の譲渡等

五十一 地方税法第二百十三条第一項（料理飲食等消費税の納稅義務者等）に規定する場所（同法第二百四条第三項（料理飲食等消費税のみなす課税）の規定により同法第二百十三条第一項に規定する場所とみなされる場所を含む。）における同法第二百十三条第一項に規定する利用行為（同法第二百四条第三項の規定により同法第二百十三条第一項に規定する場所とみなされる場所にあつては、同法第二百十四条第三項に規定する遊興又は飲食に限る。）又は同法第二百四条第一項の飲食みなされる飲食をする者に対して行うこれら

む。）及び特定自動車に該当するものとして政令で定める物品、再生使用物品、有価証券等並びに原油等
二 関税定率法第四条から第四条の八まで（課税価格の計算方法）の規定に準じて算出した価格の合計額が一万円以下で政令で定める額を超えないもの（前号に掲げるものを除く。）

理由

国税に関する制度全般にわたる抜本的見直しに基づき、社会経済情勢の変化等に即応し、所得、消費、資産等の間における均衡がとれ

た税体系の構築を図るため、その一環として売上税を創設することとし、国内において事業者が行う資産の譲渡等及び保税地域から引き取られる貨物を課税の対象とし、課税貨物の譲渡等については事業者を、課税貨物については保税地域から引き取る者を納稅義務者とするほか、売上税の課税標準、税率、税額控除等税額計算の方法を定めるとともに、売上税の申告、納付及び還付の手続その他納稅義務の適正な履行を確保するために必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

（以上全文）

売上税法案に規定された主要な政省令 事項について

（参考資料）

第一章 総則（第一条～第二十五条）

場合として代物弁済等とする旨を定める。
(第四条第七項)

一 別表第四（第四条、第六条関係）飲食料品等、飼料、漁船、医薬品、特定医療用具、身体障害者用物品、郵便切手類等、物品切手等、教科用図書、一般日刊新聞、特定古物に該当するもの（これに準ずるもの）を含

○ 資産の譲渡及び資産の貸付けについての国内取引かどうかの判定について、船舶又は航空機にあつては船籍又は航空機の登録をした機関の所在場所によること等を定める。（第四条第四項第一号）
○ 有償で行われる資産の譲渡等に該当する

渡、郵政事業として行う郵便為替及び郵便

振替の事業等に係る役務の提供等とする旨を定める。(第六条第一項)

○ 地方公共団体が特別会計を設けて行う事業に係る資産の譲渡等として、交通事業として行う旅客の運送、電気事業として行う

電気の供給、ガス事業として行うガスの供

給等、港湾整備事業として行う船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に係る役務の提供、観光施設事業として行う索道事業等に係る資産の譲渡等、酒類の製造販売事業として行う当該物品の譲渡、公営競技に係る役務の提供(入場料を対価とするもの)等とする旨を定める。(第六条第一項)

○ 別表第一若しくは別表第二に掲げる法人又は人格のない社団等が行う事業として、

物品販売業、不動産販付業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信

業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、駐車場業等とする旨を定める。(第六条第二項)

○ 本邦からの輸出として行われる資産の譲

渡若しくは貸付け又は本邦と外国との間の旅客若しくは貨物の輸送若しくは通信その

他これらに類するものとして、本邦と外国との間の旅客又は貨物の輸送に接続して行われる港湾運送・保管、外航船等の修理等

を定める。(第七条第一項)

○ その年の前年における課税売上高の合計額は、前年の課税資産の譲渡等の対価の額の合計額から返品等の対価の返還金額等を控除した金額とする旨等を定める。(第九条第一条)

○ その他、棚卸資産の範囲、輸出物品販売場における輸出免税、特殊な場合の納稅地等について定める。(第一条第一三号、第一四号、第四条第四項第二号、第六項、第七

条第二項～第五項、第八条第一項～第四項、第六項、第一〇条第三項第一号、第一一条

第四項、第一四条第二項、第一五条第二項、第四項、第一六条第二項、第四項、第一七

条第四項、第一八条第四号、第二〇条第三号、第二一条第一項、第二三条)

第二章 課税標準及び税率(第二六条、第二七条)

○ 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等とを一括して行つた場合における課税標準は、それぞれの資産の時価等を勘案して算出するものとする旨等を定める。(第二六条第四項)

第三章 税額票等(第二八条～第三三条)

○ 税額票の交付義務を免除する事業者及び役務の提供として、航空運送事業者が行う

旅客の運送、鉄道運送事業者が行う旅客の運送等とする旨を定める。(第二八条第二項)

○ 簡易税額票を交付できる事業は、小売業、駐車場業等とする旨を定める。(第二九条第一項)

一項)

○ その他、税額票の写しの保存期間、引取りに係る税額票の交付を受けようとする場合の手続等について定める。(第二八条第四項、第三〇条第一項、第二項)

第四章 税額控除等(第三四条～第四五条)

○ 仕入れに係る売上税額の控除に関する計算方法として、課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等を行うために共通して要す

る課税仕入れ及び課税貨物に係る課税仕入れ等の税額のうち、課税資産の譲渡等に要する部分の計算方法は、当該税額に前年の課税売上割合を乗じて計算する方法並びに税額票発行事業者があらかじめ所轄税務署長に届け出て確認を受けた方法とする旨等を定める。(第三四条第一項第一号)

○ 課税売上割合が著しく変動した場合の変動の割合として、当初課税売上割合と通算課税売上割合のいずれか大きい割合からいざれか小さい割合を控除した割合の当初課税売上割合に対する割合が一〇〇分の五〇以上とする旨等を定める。(第三七条第一

項)

- 貸倒れに係る売上税額の控除が認められる場合として、商法や和議法の規定により

債権の切捨てがあつた場合等とする旨等を定める。(第四二条第一項)

- その他課税売上割合の計算方法、仕入れに係る売上税額の控除の要件、対価の返還等に係る売上税額の控除の要件、小規模事

業者の控除の特例の承認を受ける場合の申請手続等について定める。(第三四条第一項、第二号、第四項～第六項、第三五条第一項、第四項、第三六条第二項、第三三項、第三七条第二項、第四一条第一項、第四三条第一項、第二項、第四四条第一項、第四項、第五項、第四五条)

第五章 申告及び納付等 (第四六条～第五四条)

- 納税申告書の記載事項、還付を受けるための申告書の記載事項、納期限延長承認申請書の記載事項等について定める。(第四六条、第四七条第一項、第四項、第四八条、第四九条第一項、第二項、第五二条第二項)
- 税額票番号の付与を受けようとする免税事業者の申請手続、帳簿の記載事項等について定める。(第五五条第一項、第四項、第五五五条～第六一条)

五項、第九項、第五六条、第五七条、第六项)
第一条)

別表第一、別表第二

- 外国法人が大蔵大臣の指定を受けるための申請手續等を定める。(別表第一第一号、別表第二第一号、第二号)

別表第三、別表第四

- 飲食料品に係る繁殖の用に供される種子に類するものとして、食用農林水産物の種苗、食用水産動物又は食用家畜の受精卵・精液等とする旨を定める。(別表第三第一号)

- 卸売市場における卸売のための販売の委託の引受けに関し、生鮮食料品等から、花きを除外する旨を定める。(別表第三第三号)

に使用させる場合等を除外する旨を定める。(別表第三第一二号)

○ 薬事法に規定する医療用具のうち、健康保険法第四三条の九第二項の規定による厚生大臣の定めにおいて、療養に要する費用の額の算定に関する基準として当該医療用具の購入価格が定められているもの又は療養に要する費用の額が、当該医療用具の特別の機能等にかんがみ、特に当該医療用具を使用することを勘案して定められているものとして厚生大臣が大蔵大臣と協議して指定するものとする旨を定める。(別表第三第一四号)

- 母子保健法の規定に基づく養育医療の給付等に係る医療、結核予防法の規定に基づく医療、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の規定に基づく療養の実施等に係る療養等とする旨を決める。(別表第三第一五号)
- 身体障害者用に特に製作された物品で特殊な性状、構造又は機能を有するものとして、肢体不自由者用の義肢・器具・車いす、盲人用の義眼・つえ、聴覚障害者用の補聴器等とする旨を定める。(別表第三第二二号)
- 宅配便の最大重量について、小包郵便物の重量の最大限として定められる重量とする旨を定める。(別表第三第二七号)
- 土地及び建築物の貸付けのうち、一時的

- 物品切手に類するものとして、役務の給付請求権を表彰する証書等（収集品を除く。）とする旨を定める。（別表第三第三三号）
- 各種学校における教育について、一年間の授業時間数等を要件とする旨を定める。
- 市町村等の相当区域を業務区域として、当該地域のニュースその他の一般的社会的事実を報道する報道番組等を放送する者等とする旨を定める。（別表第三第四〇号）
- 当該催物が文化の振興及び普及を図るための特別企画としての催物であつて文化庁の主催するもの（地方公共団体その他の者と共同して主催するものを含む。）であり、かつ、当該催物を開催し、及びその開催場所に入場させるために直接要する経費の一部を国が負担するものであることに該当するものである旨を定める。（別表第三第四一号）
- 古物営業法に規定する古物のうち、宝飾品類以外のものを特定古物とする旨を定め、再生使用物品として、ガラスくず、鉄くず等とする旨を定める。（別表第三第四四号）
- 利子を対価とする貸付金、預金等とする旨を定め、割引債の償還差益を対価とする資産の貸付け、手形の割引料を対価とする

資料

一九八七・三・六

自民党・中曾根総理の批判に答える

日本社会党

……「富裕税」＝「恐ろしい税金」批判に反論する……

- 1 最近、自民党中央曾根總理は、税制改革をめぐる議論の中で自らの税制改革案への批判、とりわけ売上税創設とマル優廃止に対する国民の批判と怒りが大きく高まつていることを反省せず、それに誠実にこたえられるのではなく、業界等に対する「虎の尾」恫喝発言や、わが党をはじめとする野党の税制改革に関する提案をあげつらうという政府・与党的責任を忘れた姿勢を強めてい
- 2 わが党の改革案に対する自民党中央曾根總理の批判は、主としてわが党が提唱している「富裕税」の創設に関するものである。周知の通り、富裕税はシャウプ勧告の一つのポイントであり、政府税制調査会においても検討されてきた。昨年の政府税制最終答申でもくわしい論述がなされ、「個人資産の把握体制の確立の可能性等をも踏まえ、さらに中長期的に検討していくことが適當である」と考へる」としている。中曾根總理自身が任命した政府税制において検討している事実も知らないで野党批判にすりかえ

役務の提供、保険料に類する共済掛金を対価とする役務の提供等とする旨を定める。（別表第三第四五号）

- ゴルフ練習場、貸船場、遊覧船場、射撃場等娯楽施設利用税の課税対象となつているものを娯楽施設とする旨を定める。（別表第三第四五号）
- ゴルフ練習場、貸船場、遊覧船場、射撃場等娯楽施設利用税の課税対象となつているものを娯楽施設とする旨を定める。（別表第三第四五号）

第三第五〇号

- その他、別表第三及び別表第四における政令委任事項について定める。（別表第三第一八号、第一九号、第二三号、第三一号、第三七号～第三九号、第四三号、第四六号～第四八号、別表第四第一号、第二号）

ているのは、驚くべき無責任、無知といわなければならない。総理は、西ドイツ、フランス、オランダ、スウェーデンなどの富裕税制度のことを何一つ知らないではないか。

3 わが党は、税の公平、とくに垂直公平のために、税負担不公平をただす一つの方法として限定された財産税としての富裕税を提起していた。今回の政府案が余りにも公平の努力を欠き、さらに不公平を拡大させようとしていることからみて必要と考えたのである。すなわち、土地投機・マネーラム等の過熱の一方、税負担苦に悩む国民生活の状況を勘案し、マル優の限度管理の徹底に準じて資産の捕捉と合算は可能であり、単に税務執行の面から課税を見逃すべきではないと考える。したがつて中曾根総理の暴言とは逆に、中低額所得者に過大な負担となる逆進的な売上税等を課すより、中田元首相の「目白御殿」に象徴されるような資産家に課税することが税の応能負担に公平性の確保を推進することになると判断したものである。

4 そのような意味で、わが党が先に発表した「税制改革についての方針」（八六年一二月六日）における富裕税に関する提起は、簡単なものであり、その具体的構想は、評価方法（例えば土地について言えば固定資

産税評価は時価の一〇〇三〇%程度）、免税措置（従来、党はこの種の課税問題については常に居住用資産・小規模事業用資産・現に農業を営んでいる農地等については非課税という姿勢を貫いていた。また、富裕税は資産家たる個人に課るものであり、小規模商店であつても会社法人に課るものでないことは明らかである）等々を前提に検討し、今後広く学者・専門家・国民の声を聴きながら判断すべきと考えている。そうした前提のうえで、一応、土地や金融資産等の状況を勘案し、様々な制約条件をおいても七五〇〇億円程度の収支が見込めるとの検討材料を提示したものである。

したがつて自民党税制改革推進本部のビラや中曾根総理の演説・答弁で「売上税か

富裕税か」とする政府自民党的姿勢は、論議のすりかえと言わざるを得ず、前述の通り、現在においては富裕税創設は政府税調答申と同様検討課題と考え、国民的に論議することが望ましい。

5 わが党の「増収試算表」を歪曲し、中曾

根首相自ら「富裕税の税負担試算」を公表する姿勢は、まさに悪意そのものであり、自民党・中曾根総理から一方的に批判されることははない。わが党は、富裕税創設については更に広く国民の声を聴きながら「貧者への課税（売上税創設・マル優廃止）か、

富者への課税（富裕税等）か」について時間をかけて検討し最終的判断を求めていくたいと考える。中曾根総理が野党の政策提起を我田引水的に利用・非難していることについて大変な危惧をおぼえる。これは、総理が議会制民主主義を基本にした論議を放棄し、自らの保身に腐心している証左であると同時に、総理自身が国民への説得を断念したと判断されるべきものである。売上税を正当化するために野党案を叩けば良いとする問答無用の姿勢は看過できない。わが党は、自民党・中曾根総理の批判に答え、意見を拝聴する姿勢を貫く。中曾根総理のこれまでの姿勢に関し、猛省を求め、売上税・マル優問題についての再検討を要求する。

6 中曾根総理は演説でグリーンカード制について云々しているが、グリーンカード制度導入は一九八〇年に政府が提案したもので、自民党はその法案成立にあたっての賛成討論で「グリーンカード制は……現段階においては有効かつ現実的な方策であろうと考えられます……」と明言している。また一九八五年三月八日の衆議院大蔵委員会で当時の竹下大蔵大臣（現幹事長）は、政府提案、凍結、廃止というこの間のグリーンカード制の経過について「不信任を出される課題ではないか」というぐらいの自覚は

もつております」と答弁している。このよ

うな経過を知らずにグリーンカード問題で野党を非難するのは余りにも無責任で、總理としての見識が疑われても仕方あるま

い。

なおわが党は、少額貯蓄非課税制度の存続（マル優存続）に関する限度管理の手法

として「カード制」を提唱しているが、これが国民総背番号制ではないことは説明しきてきているところであり、これを自民党・中曾根總理が国民総背番号制と強弁するの

は批判と言ふより中傷である。グリーンカード制がもちあがつた時もわが日本社会党は、国民総背番号制の回避、プライバシーの保護については最も熱心に主張しているのである。一部不正利用のは是正と称し庶民の預貯金利子に税を課そうとし、それが批判されると筋違いの誹謗を加える中曾根總理の姿勢は断じて許せない。

国鉄雇用問題および国労組織問題についての 党の見解

日本社会党中央本部労働局
日本社会党国鉄再建社会党本部

一九八七・一・二二

国鉄問題について

1 党は国鉄問題について、①全国ネットワ

ークの維持、②ローカル線の確保、③雇用

確保を基本とする党の国鉄改革法案を国会に提案し、関係組合の理解と協力を求めて闘つてきた。

2 雇用確保のためには、国鉄労の交渉が必

要であり、そのためには雇用安定協約締結が必要であるとの立場から、党は、総評

による国労への指導を支持するとともに、組織確保に協力するため総評及び関係組合との協議の上で、政府及び国鉄当局への申し入れ、交渉などに当たってきた。(当局のいう共同宣言に言及したことはない) 党は今後とも引き続き選別・差別のない雇用が確保されるよう取り組む決意である。

3 国労の修善寺大会における方針の転換、執行部人事の変動によって、雇用と組織の確保の党の活動が困難に直面した。しかし、党は衆参両議院の審議を通じて問題点を徹底的に追及し、一定の前進を勝ち取った。

(答弁、付帯決議)

4 党は現在においても、当面、新事業体ごとに組合員が団結し、総連合体への展望を持つ総評方針を支持し、このもとに国労党员協および組合員が団結することを期待している。

5 人活センターについては、昨年八・九月を中心に十数か所を調査した。また、当時の山崎執行部の要請もあり一時中断したが、一月に再度調査し、国会においても

追及し早急に取止めることを言明させた。

6 総評は、現執行部と「国労鉄道産業総連合本部準備委員会」の双方と連携を保ち、双方を指導するとしている。党はこれを理解する。

7 党は以上のとおり、一貫して国鉄問題に対応してきた。現段階における党と国労執行部との相違点は、

(1) 組織のあり方について、党は総評の指

一九八七・一・二二

国鉄雇用問題及び国労組織問題についての 党の見解

—党の見解の附属確認事項—

1 国鉄再建対策本部は法律成立後も引き続き活動を行なう。特に新会社の経営状況、資産売却の監視、雇用確保についての政府、

2 雇用確保について

① 新会社に採用するに当つて、選別・差別のない本人の希望に沿つた職場を確保するため全力を尽くす。

② 党の全般的立場からの努力と相まって、その実現のためにも、個別折衝ができるよう労使間協議を早急に行なうこと

を、それぞれの組合に要請してきた方針を堅持していく。

3 組合の組織について

① 各事業体別に組合が結成され、全国的に連合体を構築するとの総評方針を支持する。

② 各事業体別の組合は将来一本化されることが望ましい。

③ その際に社会党支持者が多数派を占めるよう、党員及び党員協が奮闘するよう期待し、党はこれに向かつて指導を強める。

1、以上、各項の申し入れに基づき、労働条件等についても、組合と十分協議を行なうよう、政府として指導を強めることを要望する。

導方針（連合体）を支持し、国労執行部は産別一本の方針をとっていること。

(2) 組合員の新配置について、国労執行部は第一希望の実現一本を主張しているが、党はそのためにも早急に労使交渉を行う二点である。

一九八七・二・二六

申し入れ

④ 党員協に属する労働者は団結し、組合の組織が当面別であつても、連携をはかり前③項の実現に向い努力する。

1、国鉄改革八法に基づいて過半開催された設立委員会は、新会社における職員の採用通知を行なつた。この結果をみると、差別・選別が含まれていると思われるが、いかなる基準で行なわれたのか明確にすべきである。

1、今後、配属を決定する際には、本人の希望に沿つて行なうことを見つける。

1、本州の各旅客会社ならびに貨物会社には欠員が生じており、北海道・九州から本州への追加採用を早急に行なうべきである。

1、清算事業団の要員については、過半の言明どおり、三年の間に政府の責任において速やかに再就職先を確保すべきである。

一九八七年二月二六日

日本社会党中央執行委員長

国鉄再建対策本部本部長

國鉄再建対策本部本部長代行

土井たか子

田辺誠

運輸大臣 橋本龍太郎 殿

要請書

一九八七・三・一三

海運・造船業は、急激な円高と造船需要の減退、受注競争の激化などの中で、極めて厳しい状況に置かれている。多くの中手・中小造船および関連産業では、経営不振が続き、このまま推移すれば、さらに倒産の続出が懸念されるとともに、設備削減を迫られている。一社一船台の企業は、存続がおびやかされることになる。このような状況に鑑み、社会党造船対策特別委員会は、海運・造船不況の現状把握と対策の確立のため、一月九日・一〇日、二月九日から一三日・一八日にかけて大分、函館、富山、下田、下関、今治、の六個所に国会議員調査団を派遣し、地域の実情や



上部門における仕事の発注を積極的に行なうとともに財政援助措置も行なうこと。
一、政府の財政措置と合せて、金融機関における融資についても条件を緩和する措置を講じてもらいたい。

一、官庁関係船の修繕の規制の緩和と枠の拡大をはかり、官公需船を積極的に発注すること。

一、「分野調整法」を制定し、大手・中小手間の分野調整と生産調整をはかること。

一、外国船用船を中心とした体制を改め、海運・造船を一体的なものとする対策を確立されたい。

一、海運・造船不況だけに止まらず、現下の円高不況に伴う雇用不安は深刻さを増している。社会党は今国会に「解雇制限法」(仮称)を提出する準備をすすめているが、政府としても抜本的施策を講じられたい。

一、造船および関連産業のある地域で、いまだ「特定不況地域」に指定されていないところは、早急に指定すること。

一九八七年三月一三日

日本社会党中央本部

中央執行委員長 土井たか子

日本社会党造船対策特別委員会

委員長 安恒良一

一、造船産業や舶用産業など関連産業の今後を展望し(一年～二年)、つなぎとして、陸

運輸
大臣 殿
大藏
労働

一九八七・三・五

「岩手公式参拝決議事件・玉串料事件」 訴訟判決に関する談話

日本社会党靖国神社問題特別委員会

事務局長 野田 哲



また、玉串料の公費支出も明確に違憲であるから、中止するよう要求する。

『前号補足のお知らせ』

第二四六号の政府予算案の分析と批判の記事中、五八ページ「科学技術関係予算」の最終部に、以下の事項を補足します。

四、幌延町、六ヶ所村に計画されている放射性廃棄物、ウラン濃縮、再処理に関する施設については全面中止し、新たに燃料電池発電、太陽光発電等々のための研究開発施設をこれら地区に企画すること。

五、原子力船「むつ」のための関根浜港建設を中止すること。

六、「深海六〇〇〇」の建造のみにとどまらず、海洋開発の推進強化をはかること。

七、地震、台風、豪雨、豪雪、噴火等にたいする防災対策の開発体制を拡充すること。
八、ガン等難病、老人性痴呆症、精神障害対策の研究を充実すること。

すると同時に、公の財産の支出利用の制限を定めた憲法第八九条にも違反する。

四、わが党は、この判決にかかわらず、靖国神社に対する首相・閣僚の公式参拝は

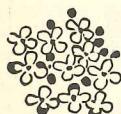
二、靖国神社は、神道の儀式にのつとつて、戦死者を祭神として合祀する宗教団体であり、天皇をはじめ、内閣総理大臣・閣

一、(イ)本日の盛岡地裁判決は、「靖国神社公式参拝」についての憲法上の判断を避け、また被告適格性を否定して、「公式参拝決議事件」について門前払いした形となつてゐることは、まことに遺憾である。

(ロ)また、「玉串料事件」について、玉串料は「戦没者に対する儀礼としての靖国神社に対する寄附であり、宗教活動性は認められない」と判示していることは、全く不当な判断であると言わざるを得ない。

二、靖国神社は、神道の儀式にのつとつて、戦死者を祭神として合祀する宗教団体であり、天皇をはじめ、内閣総理大臣・閣

る。



編集後記

に對決している野党の側ではない。現代のジョン王である中曾根首相に議会制度の「本旨」を語る資格はない。

マグナ・カルタ（大憲章）は、一二世紀後半、時のジョン王の課税を恣意的に行なうことに対して怒った貴族たちが、対仏戦争の失敗を契機にして王に迫り、王の徵税権、裁判権を制限したものとして有名である。マグナ・カルタの内容そのものはいうまでもなく封建的なものであるが、イギリスの議会制の発達とのかかわりで評価されている。そして税というものと政治との関係が密接不可分であることを物語つている歴史的事件である。

ところで、中曾根首相は二月二二日の「自民党婦人部活動者研修会」で次のように語っている。

「イギリスの議会制度は税金の議論のために始まつた。昔、英國王が税金をどんどん作つたので人民の代表で議論の場を作つて国民代表で決めようということで始まつた。今、国会が審議中断だが、国会ができた本旨に合うか、合わないか。……はなはだ残念だ」

「戦後政治の総決算」を呼号する中曾根首相が、議会制民主主義に対していくに無知であり、また無恥であるかを示していいる。今問われているのは、平氣でウソをついて国民や国會を欺こうとしている首相の側であり、それ

国会決議を踏みにじり、「国民と自民党員が反対する大型間接税はやらない」との公約を破つて導入しようとする「売上税」が大型間接税ではないといった詭弁を国民はよく知つてゐる。三月八日に行われた岩手の参院補選での小川仁一氏の圧勝は、こうしたウソとゴマ化しの政治に対する痛烈な反撃だと言つてよい。

いよいよ三月二三日の都道府県知事選の告示によつて統一自治体選挙の幕が切つて落される。今、地域を取り巻く状況は深刻である。地場産業など地域経済の危機、「行革」を通してますますすむ中央集権化、それに輪をかけようとする東京圏一極化の四全総構想など。統一自治体選挙は、こうした“草の根”からの政治争点に加えて、「売上税」といった新たな争点が加わつた。そしてこれらの争点は、けつして別々のものではない。

わが国の議会制度の発達のためにも、今回の自治体選挙の帰結は極めて大きい。

中曾根さんの近況を詠んだザレ歌を一首
時ならぬ岩手の風邪に冒されて
今日もゼイゼイ 明日もゼイゼイ

(W)

政策資料編集委員会

委員長 伊藤茂
編集委員 五十嵐広三

福間知之
糸久八重子

清水勇

細谷治嘉
戸田菊雄

松前仰

河上民雄

糸久八重子

河上民雄

田中恒利

早川勝

矢田部理

安恒良一

志苦裕

瀬尾忠博

渡辺寛

押田三郎

佐間田勝美

村沢牧

兼事務局長
会計監査

温井博

佐藤敬治

上野雄文

佐間田勝美

松前仰

河上民雄

「政策資料」購読料のお知らせ

定価 一部 300円

送料 一部 50円

年間購読料 四二〇〇円(前納)

ご送金は左記へお願いいたします。

郵便振替 東京8-180821
又は

大和銀行 衆議院支店
普通 203888

日本社会党政策審議会

昭和50年10月9日第三種郵便物認可

1987年4月1日発行

政策資料第247号

毎月1回1日発行

編集人 政策資料編集委員会

発行人 伊藤 茂

発行 日本社会党政策審議会

東京都千代田区永田町 衆議院第一会館
電話 東京03(581)5111 内線3880~4

定価300円 (送料50円)
